

平成25年12月20日(金曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第5号

平成25年12月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第71号から議案第87号まで
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第34号および議員提出議案第35号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査ならびに調査について

●議員から提出された議案

議案第 34 号 子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について

議案第 35 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成 25 年 12 月 20 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

海洋森林課長より発言を求められております。

これを許します。

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

おはようございます。

ちょっと、昨日の答弁を訂正させていただきます。

昨日、山崎議員の漁業対策 1 についての再質問のときです。岸壁でタンクローリーを入れて調整すると述べましたが、タンクローリーの乗り入れについては船舶給油取扱所というところでないとできませんので、給油の場所を選定して船舶給油取扱所を設置することとなります。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長の発言のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり訂正致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、濱村博君。

14 番（濱村 博君）

おはようございます。

大変朝一で緊張しておりますが、よろしくお願ひします。

こういう質問は私がやるより、心優しい小松議員、あや議員あたりがやればお似合いでしょうが、鬼の目にも涙と思って聞いてください。

それでは 1 番、被災者の移住受け入れについてということでご質問させていただきます。

3.11 東日本大震災から 3 回目の正月を迎えますが、いまだに住む家がない、仕事がない、農業関係においては、仕事はしたいけど使える土地がない。使える土地があっても農機具がない、トラックがない。また漁業関係においては、漁には出たいけど船がない。船はあって漁に出ても、魚が売れない。こういったことが報道番組から毎日流れないことはないです。こういうことを見たり聞いたりするたびですね、同じような仕事に就く者として大変身につまされるものがあります。何か差し伸べる手はないか、手だてはないのか、いつも思っているところです。

そこで、次の 3 つの質問をさせていただきます。これ、関連するんで 1 回にまとめたらいいようなんですけど、私、このごろ特に頭のクラッチの方が滑ってましてね、1 回にご答弁いただくとよう覚えておりません

ので、1つずつやらせていただきます。

まず第1にカッコ1、現在、町内に移住者は来ているのかという件でご質問致します。

ちらちら、あちこちには何名か来てるというようなことを耳にしたりしますが、当町の実態はどういうことでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは濱村議員の1番、被災者の移住受け入れについて、カッコ1、現在、町内に移住者は来ているかというご質問にお答えを致します。移住者ということでございますので、黒潮町の空き家情報から、総務課でまずお答えをさせていただきます。

総務課で承知しているところでは、町内への移住者、確認できてございません。

ちなみに高知県庁のホームページによりますと、被災者の方々の高知県への受入れという情報ございまして、被災された方々の状況に応じて、住宅をはじめ当面の暮らしが確保できるよう市町村と連携して支援していきます、とございました。2013年12月4日現在で高知県内に、移住者でございますけれども、52世帯、124人の方が受け入れをされてございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

県内にはだいぶ来ているようでありますが、当町にはいないということで。大変、魅力がないんでしょうか、寂しい限りであります。

それではカッコ2、問い合わせや依頼等は現在も来ているのかなのか、ということでお伺い致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それではカッコ2、問い合わせや依頼はあったかということについてお答えを致します。

黒潮町には、住宅関係で黒潮町移住者住宅支援協議会という組織がございまして、この協議会、黒潮町建設労働組合および黒潮町が協働して、移住希望者に対する空き家物件にかんする情報とその提供をやってございます。相談体制の整備および空き家の改修、改造工事の実施等、移住者が安心して住宅を確保できる環境整備を図るとともに、その他移住促進にかんする事業および交流人口の拡大について積極的に展開することで、地域の活性化に寄与すると。そういった目的でこの協議会をつくってございます。

さて、ご質問の問い合わせについてでございますけれども、東日本大震災の後、この事務局へは被災地の岩手、宮城、福島 の3県をはじめ、近隣の県からも空き家についての問い合わせが激増致しました。しかし、その当時、ちょうど貸し出せる空家のストックがなくて対応できませんでした。その後、県を通じて町営住宅の空き家はないかというふうな調査依頼も来ましたが、それもお貸しできる物件がございませんでした。

ちなみに震災後ですけれども、平成23年度から平成25年11月末までの問い合わせ件数です。すべてが震災関係というわけではございませんけれども、合計しますと262件となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

今、課長からご答弁いただきましたが、問い合わせはあるけどいろいろ、それに対処する住まいが見つからないということで今に至っているようでございますが。

私が今見るに、うちの地区を取ってもいろんな、地区としては大変寂しい限りであります。ちょこちょこその空き家等は出てきております。

またせんだって、小松議員が広報の方に出してましたような、空き家情報をくださいというような呼び掛けがありました。もうそっちの方もある程度は出てきてると思いますが。

まずそれは、迎え入れる住宅がないということで受け入れてないのでしょうか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

3 問目のご質問にも若干関連してまいりますけれども、現在、黒潮町のホームページで空き家の募集を掛けてございます。現在のところ6軒ストックございまして、その募集を掛けてるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14 番（濱村 博君）

大変、内閣府の発表以来、日本一怖い町ということで、問い掛けてくる方も、また受け入れる方も、なかなか大変なところはあろうかとは思いますが、一生懸命頑張りたいと思います。

それではカッコ3、公募してでも受け入れるお考えがないかということです。

これは、先輩議員なんかも触れられておりましたが、減反政策ですか、その後見直しによって金を生まない土地がだいぶ出てくると思うんです。今、現状でさえ後継者のいない、また高齢化ということで、だいぶ遊んでる地が出てきようような状態なんですね。

で、うちの地区らを取っても、今、借ってもらえる人がおればそれを貸して、加地子（かじし）というような形ではやっていますけど、借る方ももうだいぶ高齢化になってきまして、精いっぱいのところまで来ておるわけですね。

ほんで一例を取りますと、もう手いっぱいやから返そうかと言っても、その貸した方が、返されても困るんで、ただでもええけん作ってくれんかというような状態にまでなってきたんです。ほんでうちらも、その空きハウスができたりですね、農耕をしない土地がだいぶ増えてきておるわけです。土地というのは田にしろ畑にしろ2、3年も荒れせば、次に作りたいと思ってもなかなか手の着けられないような状態になってきてるわけです。それで、先輩議員なんかも触れておりましたが、当町の根幹であります第一次産業。これにとっては農業一つを取っても、衰退の一途をたどるような状態が大変続いてくると思うんです。

それで、その今、移住者の受け入れということでしたが、そういう困った方もおる。その一つに住まえる家があれば、来れるんだったら来てもらって、もうこういう人たちに土地を守ってもらうような状態でないと、

今、現状で、地域の方々の今の労力では、もう守り切れないような状態に来てると思うんです。この前もですかね、私、これ間違いだったら大変なことですけど。尾崎知事も200なんぼかの規模でまた移住者の受け入れを考えるとというようなことが記事に流れておったように思っております。

そこでですね、もう一遍、今度は逆に、町の方から積極的に差し伸べて、そういう人たちを募るといってお考えはありませんか。

お聞かせください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは濱村議員の3番目、カッコ3、公募してでも受け入れるお考えはあるかについてお答えを致します。

住宅の方ですけども、黒潮町移住者住宅支援協議会の事務局を町役場の総務課企画振興係で担当してございます。黒潮町の公式ホームページを活用して、空き家情報、全国に公募をしてございます。これら黒潮町を含む県内の情報は高知県のホームページにもリンクされてございまして、この県のホームページによりますと、被災者の方の即日受入れが可能な公的賃貸住宅の戸数一覧表というものが載ってございます。平成25年の10月10日現在の数値でございますけれども、68戸の住宅情報が提供されてございます。この一覧表に黒潮町は載っていませんけれども、近隣では四万十町内で13戸、四万十市内で2戸、宿毛市内では12戸といったところでございます。

また、就労支援サービスというものもございまして、メニューと致しましては県庁の臨時職員として雇用しますとか、農業など一次産業への就労支援も載ってございます。

次に、黒潮町の移住者支援と致しましては、特に被災者を限定したものではありませんけれども、黒潮町の公式ホームページのライフイベントという所で住まいを選択致しますと、移住者支援という目次が出てまいります。その中に、移住者支援住宅と空家情報を2件ご提供させていただいてございます。

空き家情報の方は、平成25年11月29日現在、先ほども申しましたけれども6軒募集中でございます。

一方、移住者支援住宅というのは1軒のみでございまして、借入期間が1年以内という短い期間でございまして、町内で実際に生活をしながら住宅を探したいという方や、ゆっくり住宅を探したいという方のためにご用意したものでございまして、現在は入居されてございますので募集は致しておりません。

このような効果もあってか、年間の問い合わせ件数、約170件に上ってございます。しかしながらストックが少ないために、希望者のご希望にお応えできていないのが現状であります。そのため、町内各地域内での空家情報ご提供も、区長会等を通じてお願いを申し上げているところでございます。

先ほどお聞きすれば、濱村議員の地域にもあるとの情報でございまして、また情報頂ければと思うところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

濱村君。

14番（濱村 博君）

いろいろな手は尽くされているようでありますし、また町としても、地域の状態はだいぶ把握はしてくれているとは思いますが。

なお、これ、地域のことには詳しい区長さん宅に問い合わせ、またその点では一生懸命頑張っていたきたいと思っております。

今回、私がこの質問させていただいたもの、日本一危ない町、黒潮町です。明日はわが身。いつ、どこで、どのような形で、どういう人にお世話になるか分かりません。できることがあれば手を差し伸べておけば、後々悪いことにはならないような気がするので、この質問をさせていただきました。

最後にはなりますが、この1、2、3含めて総括でよろしいんですが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思いますが。

よろしくお願い致します。

議長(山本久夫君)

町長。

町長(大西勝也君)

お答えさせていただきます。

3つのご質問いただきましたが、これは基本的な考え方は議員と同様でございます。何か支援ができる手がないかといったようなことでございますけれども。

少し慎重に配慮しなければならない部分もございまして、今、被災地で、特にあの福島第一原発周辺の方々、こういった方がコミュニティーごと避難をされていたと。そういった避難施設から、今は応急対策期から復旧期を経て、今、復興期に入らなれど、コミュニティーとして被災地外に避難されていた方が今のタイミングで少しかばらばらになって、新たな住居へご入居されるというようなことが進んでございます。そういった中でやっぱり、今後のコミュニティーをどうやって継続していくのかとか、あるいは本当に帰還ができるようになったときにご帰還いただけるのかとか、そういった幅広い課題も抱えてございまして、非常に慎重に配慮すべき事項であろうかと思っております。

引き続き、何らかの支援ができないか、また検討もさせていただければと思います。

議長(山本久夫君)

濱村君。

14番(濱村 博君)

なかなか、町長のお考えも聞きましたが、いろんな点で気にはされているということです。

私どももただ町の方に投げ掛けるだけではなく、またできることはこっちもいっぱい手助けをして、いい方向に向けるようにしていきたいと思っておりますので、さらなる努力をお願い致します。

時間、だいぶ引張ってくれということでしたが、もうなかなかあれが出せませんので。

後の、とりの、あや議員が待っておりますので、ここらあたりで締めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長(山本久夫君)

これで濱村博君の一般質問を終わります。

議長(山本久夫君)

次の質問者、坂本あやさん。

4番(坂本あやさん)

おはようございます。

通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私は今回3点、一般質問をさせていただく予定でございましたが、提出しております2番につきましては、先ごろの一般質問の中で回答が出ておりますのでこの件については質問をしませんので、先にお断りしておきます。1番と3番について、質問をさせていただきます。

それではまず、くろしお鉄道の車いす利用者の乗車についてということの質問をさせていただきます。

これにつきましては、この議会以外でも何回も質問をさせていただいておりますので、まあまたかと言われる質問であろうと思いますが、私はどうしてもやっぱり、このくろしお鉄道が車いすをご利用になる方、また、そういうハンディをお持ちの方が、やはり気持ちよく乗車できる鉄道になっていただきたい。また、そういう公共交通をつくっていかねばならないのではないかという思いが強くなりますので、できるまで、やっていただけるまでやりたいと思っております。

平成25年の6月議会でも質問致しました。公共交通もいろいろありましたけど、今回はこの中でもくろしお鉄道間、宿毛から窪川の間のグリーン車両の利用料金の無料化について、前回質問した部分でございますけれども。そのとき町長は、内容を絞り込んで提案をしていきたいというご答弁をいただいております。

提案をされているのかどうか、それから、どのような形で町として計画を練っていただいたのか、ということについてお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、坂本議員の一般質問1番、くろしお鉄道、車いすの利用者の乗車等についてのカッコ1を、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

土佐くろしお鉄道のグリーン車の利用料金の無料化についての経緯、結果についてでございます。四万十町と幡多郡内の市町村および高知県とで構成される、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営幹事会におきまして、車いすの利用者の方が鉄道を利用しづらい現状や、黒潮町が独自に行っているグリーン車の利用助成制度のご紹介を含め、問題提起をさせていただきました。その幹事会でも、現在、継続協議中といったところでございます。

さらに、車いす利用者の方が鉄道を利用する際の問題点と致しまして、普通車両へは乗客席への入口が狭いため、乗客席へ進入することができないこと。また、座席間および通路が狭くて、車いすの使用が困難であることから、車両間のデッキか座席間、あるいは通路に余裕のあるグリーン車への利用に限定されている、そういったところでございます。そのため、根本的な課題解決策と致しましては、車両改修によるバリアフリー化が最も望まれるところでございます。

JR四国および土佐くろしお鉄道では、近いうちの車両更新を計画しているところでございまして、その車両更新によって一定の課題解決を図る、そういった方針が確認できました。

またグリーン車の利用助成制度も、車両更新までの期間は併用して取り組みが必要であります。ここで課題となるのは、JR四国とくろしお鉄道は相互に車両の乗り入れをやってございます。従いまして運賃設定が統一されてございますので、土佐くろしお鉄道が単独での料金設定ができない現状もございます。土佐くろしお鉄道区間での利用助成制度を創設することには、引き続いた協議検討が必要となっているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

幹事会へこの件を提出していただいたということについては、本当にお礼を申し上げます。また、やっということが幹事会の中でも話されだしたのかということで、少し安心しているところではございますが。

やっぱり、実際に乗れるようにならなくてはならないわけですので、これを実施する時期を。車両改修の予

定があるということでしたけれども、その時期は大体いつごろになるのかということと。

それから、グリーン車に乗車する乗車料金の助成というのをですね、結局やりにくいという理由ですよね。ちょっと分からなかったんですけど。今は黒潮町だけしかやっていませんが、ほかの所の市町村でも同じような助成態勢が取れないのかということも以前お願いをしたことがあったんですけども。

それと、列車の利用の仕方が非常に複雑ですので、JRが乗り入れて宿毛まで来たときと、それからくろしお鉄道でずっと、東京までずっと行く列車もありますよね。東京までは行かないわね。失礼しました。まあJRに乗り入れる部分もございますので、なかなかそこらへの仕分けは難しいとは思いますが。乗車をされる方にとってみるとそういうことは実際関係ない話であって、車両を利用する方は、どの車両を使おうとも同じ条件で乗ればいけないということだと思います。それが、公共交通が果たす役割であると思いますので、そのことは私、理由に入らないと思うんですね。それをどうクリアして、利用者の方々の利便性を図るかということが責務だと思いますが。

その2点についてご答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

坂本議員の再質問にお答えを致します。

車両更新の時期でございますけれども、くろしお鉄道単独での購入ということができないわけで、JR四国と同一の車両等で更新を考えてございます。JRが更新していくときに、くろしお鉄道も併せて購入していくというふうな計画を現在立ててございまして、明確な年度というのはまだ掌握してございません。近いうちということのご説明を受けてございます。

それから、黒潮町と同じようなグリーン車の利用料金のことを幹事会でご提案させていただきましたときに、私自身が実際驚いたのは、ほかの市町村の認識というのがそれほど強くなってびっくりしたような状況でございまして、このような制度もあるのでぜひ考えていただけないかということをご提案させていただきました。驚きにも満ちたような状態ではございましたので、かなり効果があったのではないかと自分なりに思っているところでございます。

それから、ご質問の中でもありましたけれども、くろしお鉄道鉄道の車両が東京まではまあ行かないわけございまして、せいぜい岡山で帰ってくるようなことになってございます。くろしお鉄道の区間を走っている特急列車で正確に時間が把握できるのが、始発のアンパンマン列車、そして最終のアンパンマン列車だけが、このくろしお鉄道と土讃線を行き来するという情報だけが分かってございます。その他の特急列車は四国内をいろいろ併用して走ってございますので、どの路線にどの車両が行くかということが把握できません。そういったことで車いすを利用される方、無論、土佐くろから乗車されていく分には構わないんですけども、県外から来られる方へのサービスというのがまだ行き届いた状況にはなっていないのが現状でございます。それらを克服していかないと、すべての人が利用できるといった状況にはならない、そういった状況でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

次の質問に移ります。

カッコ2の、JR四国、くろしお鉄道のグリーン車両利用状況は何人ぐらいで、売り上げはどれくらいありますかということなんですけれども。

これについて、先にお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それではカッコ2の、JR 四国、くろしお鉄道のグリーン車両の状況は何人で、幾らの売りが挙がっているかというご質問についてお答えを致します。

本日現在のくろしお鉄道の運行ダイヤでは、上りが9便、下り10便で、一日19便の特急列車が宿毛駅までの運行を行ってございます。このうち14便にグリーン車両が設置されてございまして、利用者数は平成24年度の実績で7,480人でございます。平成25年度は、11月末の現在で5,112人となっております。

売り上げについての詳細はつかんでございませぬけれども、土佐くろしお鉄道の路線内、宿毛駅から窪川駅、この間のグリーン車料の料金は、一律800円でございまして、JR 四国の窪川駅から高知駅の間では1,240円となっております。従いまして、宿毛駅からくろしお鉄道の路線から乗車して高知までグリーン車を利用致しますと2,040円ということになります。

ここで、平成24年度の利用実績の7,480人がすべて高知駅までの乗車であったと仮定致しますと、7,480人に2,040円を掛けまして、1,525万9,200円となります。これに運賃の4,510円を加算しますと、収入額が4,899万4,000円ということになります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

全体の数がちょっと分からないので、対比ができないような状態ではあるのですけれども。

今聞いたこの24年、25年の利用者は、この地域の中では多いのでしょうか。それとも少ない人数なんでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

輸送人員についてまたお答えを致します。

これも平成24年度の実績ですけれども、土佐くろしお鉄道中村宿毛線の輸送人員が68万447人でございます。このうち、通勤通学の定期券を除く概が39万5,627人となっております。全体の約60パーセントとなっております。従いまして、通勤通学の定期が約40パーセントで28万4,820人でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

そうなりますと、まあ68万447人でしたかね、この方のうちの半分が定期で、地域の方で通ってらっしゃる方ということでしたね。60パーセントでしたかね。

この方たちは別として、地域には帰省のときとかですね、お正月とかお盆ですとか、大体そういうときにはかなり混んできると言うんですけれども。私がいつもくろしお鉄道の前を眺めるときには、ほとんど空いている状況というのが非常に多いなと思って見るんです。

その数字というのも、これを日々に割るとですよ、何人かというのが出てくると思うんですけども、決してそれが均等に行われているわけではないということだと思えますね。実際この数字の中でも、シーズンによっては本当に何人かしか乗ってない。朝一番の列車ででも、なかなかたくさんの方が。以前、私が小さいときに帰省したときにはですね、もうぎゅうぎゅう詰めのすし詰めで、本当に身動きもできないような状態で、そのころはまだ国鉄でしたけども運行されていました。でも、今はそういう状況ではないということがあって、私はグリーン車をもっと開放して、いろんな方々に乗っていただけるようにしていただいた方がいいんじゃないかなということを提案してもらいたいということだったんですね。

なぜかという、JR でしたかね、自転車も一緒に乗せましようみたいな取り組みをこの間ありましたよね。私は、自転車乗せるんだったら車いすちゃんと乗せてよと、私思ったんですね、実は。そういうところもあって、ラッピングの列車をするんだったら、座席1つのけてですよ、こう折り畳みにして、そこに車いすが入れるスペースを作ったりとかですね。それから、ベビーカーをつけて上がる方が、そこでゆっくり子どもさんと一緒にいられるスペースを作るとかですね。そういうあったかい取り組みをくろしお鉄道にしていきたいということで、今、ずっと質問をしてるんです。

本当に大事なのは、乗りたいと思ってる方がやっぱり乗れるということなんですよ。で、利用したいと思ってる方が利用できない状況があるということですよ、今は。そのために頑張っていたきたいということなんですけど。

もっとですね。今度また、幹事会が終わると、今度全体の会があると思います。そのときに、やっぱりこれからのJRの方向性というのをもっと考えていただきたいなと思うんです。

3番に移りますけれども、私たちなんかは自家用車で割と自由に行き来をして、ほんとに大変申し訳ないんですが、公共交通を使う機会が少ないくらいの立場にあります。でも、どうしても車いすをお使いになるとか、それからベビーカーで移動なさるとかいう方は、どうしてもその公共交通に頼らなければいけない方もいらっしゃる。率にするとやっぱり、この私たちの地域というのは車がないとほんとに自由に行き来ができない地域ですので、率的には少ないかもしれない。でも、本当に必要な人がいるということなんですよ。

一つ例に取ってみると、私もこの間福祉タクシーを初めて利用させていただいたことがあったんですけども、大変自由度があって助かるものでした。しかし、やっぱりそれを日常に使おうと思ってもなかなか使えないということですね。やっぱり料金の設定とかがあるし、それからちょっと遠くへ行きたいと思ったときにも、やはり時間と経費がある。で、長距離動くときにはどうしても、そういう自分の車で移動ができない方についてはですね、この必要性があるということだと思えます。

いろいろ、そのくろしお鉄道とか、JRのこの地域の鉄道にはいろんな問題点がまだまだたくさん残ってると思うんですが、先日の矢野議員さんにご答弁いただきました、佐賀の駅の改良のことも出てましたけれども、これ私、前にも一度質問したことがあったんですけども。これをしたときには、高知に行くのに佐賀で乗車ができないから、中村までわざわざ戻られて、中村で乗せていただいて高知まで行ってらっしゃるんですよというお話をしたんですけども、そういうことが現実にはやっぱりあって。いつでも入野の駅まで来てもらったら、そこで役場の方が手助けして車に乗せることもできますよとか、いろいろ優しい対応はしていただいたんですけど。

実際それを望んでいるわけではなくって、自分でやっぱり自由に行き来ができる。そして経費的にもですよ、車いすに乗ってるから費用がかさむのではなくって、そういう所をやっぱりもっともっと、問題なんだっていうことを、幹事会ならびにこれからやる全体会の中で、ぜひ強く強く訴えていきたいと思ってるんです。これはほんとに、利用者の側からすると乗車拒否をされると思われても仕方がないんじゃないかと思うんですが。

そのあたりはどのようにお考えになりますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは3問目、カッコ3、通告書に基づきましてお答えを致します。

先ほど、グリーン車の利用状況の所で補足を少し致しますと、グリーン車両は1車両に3席6列の18席となっております。平成24年度の実績では、365日の運行で一日当たりの利用者数は20.5人ということになります。年間利用率としますと8.1パーセントということでございます。ちなみに平成25年度は、11月末までで244日の運行で、一日当たり21人、率にして8.3パーセントの利用でございます。

そして土佐くろしお鉄道も、乗って残そうというキャッチフレーズでその存続を求めて久しく、利用者を増やす取り組みをしなければならぬ状況は言うまでもございません。乗車されたい方がすべて乗車できるように、課題を整理して、解決して取り組む必要もございます。

新聞報道にもございましたように、JR四国では予讃線に来年6月から新型特急車両を導入致しまして、2016年度3月までに7両編成として、予讃線を走る2000系すべての車両を更新していくという予定でございます。予讃線につきましても、2014年度3月までに2000系ディーゼル車を数台更新して、数年後にはすべて2000系を更新するという計画でございます。土佐くろしお鉄道もそれに併せて、現在所有している特急車両すべてを更新する、そういった計画でございます。

なお、この際にグリーン車両の運行活用にかんしましても、必要とするのかしないのかといったこと、これも土佐くろしお鉄道中村宿毛線の運営協議会において、引き続き協議検討を行うようなことでございます。

ちなみに、新しい車両というのはバリアフリー法をクリアしたものとなっておりますので、車いすを利用される方にも優しい取り扱いになっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

更新するのは分かりました。まあ、それはいつになるか分からないということでしたので、それはもう分かりました。新しい車両になれば新しいバリアフリーになるので、そのことについては、私はもう構いません。ただ、それまでの間です。明日のことです。

いろいろあるんですけど、車両を更新しないと、車いすやベビーカーなんかのスペースは取れないものなんじゃないか。さっき私、ちらっと言ったと思うんですが、1つの椅子を跳ね上げるようにするとかいうようなことですね、対応できないものなのかなというのを思ったんです。何か下にいっぱい器具が入っているから駄目なのかとかですね。どうしても構造的にその車両を更新しないと、そのスペースは作れないものなんじゃないか。

ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、分かったら教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

車両改良のことにつきましても、土佐くろしお鉄道に問い合わせを致しました。

多額の費用が要するというので、なかなか着手できないといった現状にあるということでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

幾らでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

約 5,000 万円ほどという見積もりが出てございました。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

内容を詰めていただきたいんですが、5,000 万円のその改修というのは、車両全部を改修するんでしょうかね。その私が言う改修というのは、そのスペースだけを開けてもらうことはできないかということなんですけど。まあ、国土交通省の認可が要るとかね、いろいろな事情のことはおっしゃったんですけども、国土交通省の基準にしてみても、バリアフリー化するためにノーというような基準は私、ないと思うんですけども。

5,000 万の費用が要するというのは、どういう範囲でどういう事業をするから 5,000 万要るんでしょうか。そこらへんを、もし分かってたらですけど、もしなかったら次の会までに詰めていただきたい。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、詳細までの答弁は現段階でできる状況にございませんけれども。

お伺いしてる中では、まず一般車両への車いすに乗ったままお入りいただくには、入り口の改修も必要になってまいります。それから、おっしゃっていただいたように座席の整備、これも必要になります。

入り口の改修に、あの周辺に主要電気系統が集中しているそうでございます。多額の費用が掛かる最大の理由はそこにあるというふうにお伺いを致しております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私、整理をしていただきたいのはその部分でもあるんです。

とにかくですね、今も車両には乗り込めるわけですよ。車いすは、車両に乗り込めないと言ってるわけじゃない。車両には乗り込めるんだけど、おるとこがないと言いうわけですから。まずやらなきゃいけないのは、荷物のようにそのデッキにおられるんじゃなくて、車両の中の客車の中に入って、固定される位置を作ってくださいというのがまず第一の要望点で、その後に車両改修があれば、そのときに併せてバリアフリー化をしていただくという順番がもっと違うと思うんですね、考えられてる。確かにいいですよ。たくさん改修させていただいたらそれに越したことはないんですけども、取りあえずできることから、多額のお金を掛けなくてもできる所からやってもらいたいというのが私の今言いうことですね、それを待ってたらいつまでも車いすの方が客車に入れないわけですから。客車にちゃんとお客さまとして入れてくださいねって。その方法は何かあるんじゃないんですかっていうことなので。入り口はもう人の力を借りてでも、上げてもらってるん

ですよ今。入れてるんだから、列車には、電気系統がある所は最終的な所がかまんのじゃないんでしょうかね。
どう思いますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

自分もこのご質問をいただいてから勉強し始めて、大変お恥ずかしい限りですけれども。

車いすも1つの規格があるわけではなくてさまざまな規格がございまして、バリアフリー法の中でどこまで対応するのかという基準があらうかと思えます。

その中で、ホームから乗車する、そこができて一般車両に入れない車いすもございまして。いわゆる車両間の所の扉ですね。あそこの改修に多額の費用が掛かるということで。これはお伺いするとすべて内訳が分かると思えますので、また次回、ご報告はさせていただきたいと思えますけれども。

そういったことを待つとですね、あるいは議員からご指摘いただいているようにすべての車両が更新されるまで待つとなると、少しスピード感がどうなのかな。明日、あさって、あるいは今年、来年のその対応はどんなのかなということ、当町はそのグリーン車両の助成に踏み切らせていただいたということでございまして。

現在、幡多の他市町村にもお願いはしておりますけれども、なかなかその強制力といいますか拘束力までが発揮できないといえますか、いわゆる内政干渉ということでもあらうかと思えますので。そこはまた再度丁寧にご説明をさせていただいて、当面の間こういう制度で対応していきましようというようなことを、再度また申し伝えたいと思えます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

黒潮町が列車を持っていれば即座に対応していただけることだと思うんですが、なかなかこれは、町長が役員を務めていらっしゃる組織のことですので、責任を持ってそこらあたりを訴えていただきたいということで私の質問をここで、1番については終わらせていただきたいと思えます。ぜひ頑張って、お願いしたいと思います。

ちょっと余談になりますけど、やっぱりこういうことを一つ一つやっていくと、喜んでくれる人は車いすに乗る人だけじゃなくって、その列車を利用する方がどんどんどんどんやっば増えてくることにつながっていくと思うので、最終的にはくろしお鉄道がやっぱりみんなのくろしお鉄道として愛されるようになってもらいたいという思いがあります。よろしくお願いします。

それでは3番の、南海トラフ地震対策特別措置法というふうになってますが、正式名称は巨大が入りますね。南海トラフ巨大地震対策特別措置法。

今までもずっと、ほかの議員さんもこの質問をしましたので、だいたこの内容についてはご説明を聞いたところですけれども。私は、この法律ができたということで大変、町長が今までも非常にこの議会でもこの法律の制定を待っているというご答弁が縷々（るる）ございました。これから政府は具体的な内容の詰めに入っていくということで、法律はできて、なかなかこれを使えるか使えないかというところ、その内容がすべてやっぱり使えるか使えないかというところがやっぱり、市町村の場合が一番問題だと思うんですね。今までいろんな法律とかいろんな地域のためにという、いろんな法律が施行されてきましたけれども、いざ蓋を開けてみると、ああ、これは基準に合わないわ、これはうちでは申請できないわとかという、そういうハードルというのがかなり高かったものが多いなと思うんですけれども。この内容はやっぱり、津波では一番最悪の想定をさ

れている本町が、やっぱり一番使える法律であってほしいなと思っています。

で、この特別措置法の成立によって、私たちこの町はどんなふうにもそのメリットを受けることができるのか。また町長は、ずっと待ち望んでいたこの法律ができたことによって、黒潮町の防災、減災、これからのまちづくりにもどのような期待を持っておられるのか。

具体的なことがあったら、その部分のご説明をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは坂本議員の、特措法成立によって黒潮町の防災計画にどのような効果を期待しているのかというご質問にお答えさせていただきます。

今議会の一般質問を通じまして、多くの議員の皆さまから同様のご指摘をいただき、詳細につきましては判断は政省令の整備を待たなければならないといったような答弁をさせていただいてきたところでございます。

個別案件につきましてはそのように考えておりますけれども、本法律そのものに期待することがございます。

まず、国として想定される大規模災害に正面から取り組む姿勢を明確にお示しいただいたということがございます。これは、単なる国から国民に対するメッセージの発信とか、感覚的なものではございません。法律でございますので、今後さまざまな防災対策の推進に効果は必ずあります。

特に、現在本町が進める防災インフラの整備、これはほとんどが津波対策ということになってございますけれども、実は長期的な財源確保の見通しが立っているわけではないということは、これまで数次にわたる防災予算の提案のたびに説明をさせていただいたところでございます。

本特措法の成立によって、長期的な財源確保の見通しがある一定立てられるようになる、これは間違いないことであろうかと思っております。そうなりますと、事業が計画的かつ円滑に進めることができるということに期待をしているところでございます。

また、旧法では推進地域の指定にとどまっていたものが、改正法では第10条において、推進地域のうち著しい津波被害が生じる恐れのある地域。これは地震津波避難対策特別強化地域として指定されることになると。これは大規模地震災害対策特別措置法と類似の処置でございます。

その指定によって、津波避難対策緊急事業計画が策定できるとされてございます。この計画には、関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項が掲載できるということになってございまして、津波防災地域づくり法第10条に基づき策定できる推進計画と同様の性格を有しているものでございます。同法においては、関係管理者の案に基づき作成されるということにされてはおりますけれども、市町村において配慮すべき事項について申し出ができるということになってございます。よって、市町村以外の者が実施する事業について深い協議ができるようになり、全体計画としてはより市町村の意見が反映された、かつ、整合性の図られた計画が策定できるようになります。

また、法律名ならびに条文中の東南海・南海地震を、南海トラフ地震と読み替えるということになってございますが、これは明確に3連動型地震を想定しているものでございまして、併せて推進地域、特別強化地域の指定に当たっては、科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うとされてございます。よって、旧法の想定とはレベルが違うというようなことになってございまして、これによる戸別案件の効果はこれまで同様に政省令を待たないと正確には判断できませんけれども。例えば3連動型地震を想定するという事は、一例を申し上げますと、これまでの都道府県レベルでの総合支援の枠組み、これも見直されることとなります。特に応急対応期における対応につきましては、実効性がより高まるということになります。

今後は、この効果が本町の防災対策にも最大限寄与できるようになるよう、情報収集に努め、努力をしてまいりたいと考えてございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今、町長がご説明いただきましたように、県や他の市町村と協働した形で、やはりこの事業というのが進めていくということになってくると思うんですが。

県との関係ですね。黒潮町と県と、何か具体的に、こういうふうな形でこの防災対策を進めていこうというような形でご協議なさったことはありますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

本法律成立後に、本法律を活用して、こういう防災対策をやっていきましょうというような詳細の協議をやったという経緯はございません。

しかしながら、東日本大震災以降、特に昨年の新想定以降はですね、私だけではなくて情報防災課長の方も、県庁とは本当に多くの協議を、これまで協議の機会を有してまいりました。

特に情報防災課長の場合は、津波避難の検討派遣グループの委員としても就任してございまして、先般、答申をいただいたということになってございまして。広く県下の市町村がその答申案を活用して、これからの津波避難計画を組んでいくと。こういったことにもなっております。

この法律のその政省令がまず確定しますと、県から詳細にわたった通達が来ようかと思えます。それをもって、また詳細について協議をさせていただければと思えます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今回の南海トラフのこの巨大地震対策特別措置法において、やはり黒潮町が全国でも科学的に考えられる最悪の想定をもらっているという地域ですので、私はやっぱりこの強化地域に黒潮町はやっぱり入っていくのではないかと思いますし、ぜひ入れていただかなければならないところだと思っております。

ただ、この概要等を読んでいきますと、やっぱり内閣総理大臣の認定という所が非常にハードルが高い部分ではないかなと思うんですけれども、このあたりは町長としてはどうでしょう。

やっぱりこの黒潮町は、この計画自体を認めていただけるような状況というのは見通しがあるものでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、旧法段階で想定されていた、いわゆる東南海・南海地震によって被害が生じるであろう、そういった地域の中で、高知県は全市町村が推進地域ということになってございます。その上でかつ、新法、新しく成立しました南海トラフ地震に係る法律の中では、その中でも著しい津波の被害が生じるであろう。その地域は特別強化地域として指定しますよということになってございまして。本音を言いますと、うちが指定されなければどこが指定されるんや、というような感覚も持っております。これ、大規模地震災害対策特別措置法の基

準で、そのまま機械的に多分乗つけられるのかなと思ってございまして、うちとしては総合的な計画策定を視野に入れて、これから少し今行っている事業の整備もしていかなければならないと思ってございます。

特に、本法律でもともと強化地域として指定されて、その後に緊急事業計画を組むということは法律が出てから明確にはなりましたけれども、それ以前から情報防災課との協議の中では、やはり全体的な防災の事業計画が必要であるという認識から、今回の特措法でカバーされていなくても、平成23年の12月に成立しました津波防災地域づくり法、これの10条に基づく総合推進計画。こちらの方は策定すべきであろうという判断をしております。よって、計画は粛々と策定させていただきたいと思ってございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、黒潮町は1000年に耐え得るまちづくりをしていこうということで、長期計画を含めて、今、計画をされていると思います。そのまちづくりももちろんそうだと思いますし、それから防災に強いまちづくりをしていくということが、これからの黒潮町の将来像につながっていくのかなと思います。

町長が求められているその黒潮町の将来像の中で、やっぱりみんなが心配してるのは、やっぱり低い所にある人たちが高台に行くということはこの間も話がありましたけれども。

そのほかに何か町長がお考えになっている、この法の適用になる部分とか。それからそれ以外でも、この地域に対して町長が将来描いているものというのはございますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

国と協議をさせていただくときに必ず言うことがあるんですけども、すべてを法律に委ねることは、自分たちはあってはならないと思っています。市町村でしかできないこともあろうかと思っています。

特に今、情報防災課がコントロールセンターとなって進めております避難カルテの取り組みなんかは、ソフト事業としては多量のコミュニケーションを必要とする、労力を必要とする作業でございますけれども。こういったものを、国にやってください。もし国がやってくれますということになっても、その実効性は非常に疑問が残るというようなことで、市町村にしかできない事業というのも必ずあろうかと思っています。そういったソフトを詰めていくことが大変重要かと思っています。

特に自分たちが注意しなければならないのは、アウトプットだけを求め過ぎて、避難道を何本造りましたということが自己目的化するようなことがあってはならない。それはあくまでも手法でございまして、目的は人命を確保するというでございまして。そうなりますと、避難道も単純に造ればよいというものではなくて、造った避難道がいかに機能するのか。それは造るプロセスからしっかりと考えていっておかないと、単純にアウトプットがこういうものが出ました、これで行政の責任を果たせましたということになる恐れもありますので、そういったことは常々振り返りながら、反省もしながら、ずっと前へ進めていければと思います。

それからもう1つ、防災を一生懸命進めておりますけれども、防災という課題がクリアできたというだけでは、ちょっと不十分であると思ってございます。今、突きつけられている課題をクリアするのも大変至難の業でございまして、相当の労力と努力が必要なわけでございますけれども。全町挙げて一つの課題が、沿岸集落だけではなくて中山間地域におきましても、場所によっては最大震度7であったり6強といったような、驚異的な数字が示されているところでございます。全町挙げて一つの課題がまず共有されたと。そこへ、まず第1フェーズとしては持っていかなければならないと思ってございます。そして、全町民を挙げてこの課題に取り

組むこと。そのプロセスの中で、さまざまな好影響が出てこようかと思えます。

よく申し上げておりますのは、備蓄も、例えば1週間外部から支援が受けられないといったような想定の下で計画を進めていくということにさせていただきますけれども、そのすべてを公的備蓄でというのは少し現実的ではないと思っています。これから本格的に中山間の方へ、有事の際のお米であるとか、さまざまな食材の提供のお願い、あるいはそれ以外にも、災害対応に寄与できるような資材の提供、こういったお願いもしていかなければならないと思っています。そうなりますと、中山間の方は沿岸集落に対する思いやりを持っていただいて、備蓄をしていただける。それを行政はしっかりと、行政責任として沿岸集落の方にお伝えする。そうすることで、沿岸集落は中山間の皆さんに感謝を忘れない。こういったようなスキームで、しっかりとこの防災課題をクリアするプロセスの中で、いい町がつかれる。これが、自分たちが求める最終的なアウトカムになってございます。

そうはいいまして、あまり理想ばかりを追い求め過ぎて足元がぐらつくようなことがあってはいけませんので、今、情報防災課の方で進めております、特に人命確保の施策。これを、取りあえずこの短期的計画の中でやり残すことのないような、そういった円滑な事業推進に今は心掛けているところでございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

少し整理をしないといけなくなってしまうかもしれませんが。

この南海トラフの特措法が成立することによって、黒潮町にとってはやっぱり長期的なスパンで財政をキープしていくことができる。長い計画の下、それから予算等を着実に計画に乗せていけることができるということがやっぱり、この法律が制定される黒潮町の最大のメリットであるということ。それは、要はやっぱり黒潮町民の命を守ることの政策につながっていく、ということでした。

これはやっぱり、この法律ができることは本当に心強い限りです。私たちがほんとに、こんな小さな小さな町が大きな災害に見舞われるときに、ほんとに何をしてもお金がないというのが目の当たりにあって、なかなか事業にも踏み切れないということがございましたが、今、やっぱり国が地域に向けていただいている、その減災、防災に対する支援というものが形になったということは、大きな成果であったなと思っています。

で、やっぱりこれを取り組んできたということ、これに取り組まれた尾崎知事はじめ町長、そのご尽力に私は感謝をするところでございます。

1番につきましては、そういうメリットが地域の中にあるということでございましたので1回終わらせていただいて。

この(2)の方の、今お話ししました、知事と町長が連携して取り組まれてきました法律成立に向けての取り組み。このことについてお伺いしたいと思います。

黒潮町長は東日本の震災が起こったとき、まず一番に向かわれたという経験をなさいました。そのことが、この法律の成立に向けて非常に力になったのではないかなと思っています。

町長はどんな思いで、この法律の成立に向けて、国に、この地域のこと、町のことを訴えてこられたのか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは2つ目の質問、国にどのようなことを訴えてきたのかというご質問に、まず通告書に基づいて答弁

させていただければと思います。

東日本大震災以降、特にあの新想定公表以後、大きく申しまして、国としてこの想定に正面から向き合う姿勢を明確にお示しいただきたいということ。つまり、新たなレベルでの対応を法的に担保していただくための法整備。これがまず1つでございます。そして、地域の実情でございます。

その手法として、主に2つの目的を持って活動をしてまいりました。

1つは、私どもが当町の課題として把握している、その課題解消。いわゆる自分たちがやらなければならない政策実現、これをいかように可能たらしめるのか。そういった目的でございます。

これまで内閣府の防災担当部局、ならびに防災インフラ整備において最も関連する国土交通省に当町の戸別案件を持ち込み、協議を繰り返してまいりました。現行法では対応に限界がございまして、もって、新法制定をお願いするという趣旨でございますが。

最も期待するのは、この地域の実情、つまり戸別案件を持ち込むことで、今後想定される制度設計の段階で具体的協議案件として取り扱っていただくことでございます。これがまず第一でございます。

そして2つ目は、特措法制定に向けた環境整備でございます。新想定公表以後、さまざまな機会において実情を訴えてまいりましたけれども、想定公表直後、その当初、大変危惧（きぐ）をしたことがございます。それは、当町のように甚大な被害が想定された地域と、そして中央との温度差でございます。新想定公表の約1年前には、ご案内のとおり、東北地方太平洋沖地震による甚大な被害が発生しており、政府と致しましてもその対応に追われ、新想定で甚大な被害が想定された地域の新たなレベルでの防災対策は全く見通しが立っていないということございました。特に当時の政権においては、その意識が相当低かったと思っております。防災課長と上京するたびに、その空気を肌で感じるといいますか、痛感して帰ってくるのがたびたびございました。

以後は、議員の皆さまもご承知のとおり、本町への視察やシンポジウムへの参加以来、防災講演の依頼等、可能な限り積極的に対応してまいりました。これは、日本一の想定が示された町が積極的に活動することで、少しでも法律制定の環境整備につながればと考えての活動でございます。

以上申し上げましたが、特に視察受け入れにつきましては、議会の方からも議長、副議長、ならびに当時の震災対策特別委員長にもお忙しい中、可能な限りご同席を賜りました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。併せて、議員からもご指摘ございましたように、特措法成立に当たり政治的、ならびに実務的に、精力的に活動いただきました本県尾崎知事をはじめ、9 県知事会の皆さま、県選出ならびに法案提出をいただきました国会議員の皆さま、ならびに関係者の皆さまに心より敬意と感謝を申し上げます。

また、留意しなければならないのは、日本一の想定と以後の官民協働の取り組み、そして積極的な情報発信において、国内防災部門での本町のプレゼンスは相当高まったと認識してございます。しかしながら、これが他方では、それによるさまざまな責任も増しているということございまして、引き続きしっかりと振り返りながら、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

法が制定するまでの道のりには、町長が就任されて、まさかこの防災対策にこれほど取り組まなければならなくなるというのは予想もできなかったことではないかと思っております。それに真正面から取り組んでいただいたことに、私も敬意を払う次第でございますけれども。

町長がお話しになった、中央と、それから町との温度差という部分がございました。ここには町長なりのご

苦労があったのではないかと思います。

具体的に何か気になった部分とか、こういうことが中央と町との温度差だと感じるころはございましたか。
議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁と重複致しますけれども、自分たちが最も強く訴えてきた、国として今回の新想定に真正面から取り組みよといった姿勢がですね、新想定公表された直後は、そういう対応も考えての公表であろうというようなことでもございましたけれども、実際はそうはなっていて、公表は公表、対応は対応ですというようなことでもございました。

何の案件を持ち込んでも、現行法でできませんというような判断ばかりでございまして。これは何も官僚の皆さんだけではなくて、実は政治家の皆さんもそうでもございました。甚大な被害が想定された地域の選出であったり、あるいは防災に非常に熱心な先生方はまた別でもございますけれども、そうでない方は、新想定、出たらしいねぐらいの感覚でして。実際今後、新たなレベルでの防災というのを法的にどう担保していいのかわかるといったようなことでも、はっきり言えばもうお先真っ暗というような状況でもございました。

これを打破したのはですね、やはり本県尾崎知事であろうかと思えます。9 県知事会の中でリーダーシップを取られ、しっかりと法の枠組みまで実務的な協議を詰め、そして政府のさまざまな防災部門の委員を務められて、本県の防災に寄与できるようなものに仕上げていただいた。あるいは、早期の成立を図っていただいた。これにはほんとに感謝を申し上げる次第でございます。

これから私どもが気を付けていかなければならないのは、さまざまな制度設計がこれから出てまいります。例えば、この法律の枠組でないところでも、この法律、あるいは首都直下ならびに強靱化、こういった法律で影響される法律がさまざま出てまいります。かつ、その制度設計においては、黒潮町が把握してる課題、この課題を解消するためにやらなければならない政策。この政策が実現可能たらしめるような制度設計にしていくよう、しっかりとこの実情を訴えていく。しかも、それは感覚的、感情的なものではなくて、しっかりと煮詰まったものとして提案をさせていただく必要があるかと思えます。今後は県のご指導も賜りながら、引き続き地域の実情を中央の方へ挙げてまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

ありがとうございました。

少し、町長は今、感情的なものではないということもありましたけれども、私、いろいろとお話を聞く中でですね、黒潮町がやっぱりあきらめないから、やっぱり防災対策、減災対策というのは、この国の中で進んできたというふうに思います。私たちがあきらめてもしいたら、もう 34.4 メートルになったら全然何もすることができないから、もううちはお手上げだよという形でもしいたら、この法則、法律も制定されていなかったでしょうし、それから、全国の減災、防災対策も、これほど加速をしなかったのではないかと私は思っています。

本当にこの太平洋沿岸の市町村、今必死で、どの町も必死で、今、防災に取り組んでいます。黒潮町がやっぱり全国のリーダーとしてこうして走ってきたことで、全国の中にはほんとに、あそこがやるんだからやっぱりうちもやらなきゃっていう、そういう意識をつくってきたんじゃないかなと思います。もし黒潮町がこれだけの努力をしなければ、国の法制定もなかったでしょうし、黒潮町の現状を訴えていくことがなければですね、本当に何も動かないまま、旧法のまま進んでいた可能性もあると思っています。

町長をこうして奮い立たせたその原動力というのは、町長が見られたあの気仙沼の状況だったのでしょうか。いろんなお話の中で、町長があきらめない。で、あの気仙沼に学ぶことをやっぱり生かさなければいけないと思われた部分があったのではないかと思うんですが。

最後に、その部分をお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたように、気仙沼にお伺いをさせていただいた、震災直後でございまして賛否両論ございましたけれども、あれが原体験になっているということは間違いないと思います。

先般の衆議院の災害対策特別委員会でも申し上げましたが、気仙沼に行ってあの光景を見たときに、自分は何を思ったのかと。もう3年近く前ですので、正確に思い出せるかどうか自信ありませんけれども。うちも町も必ずこうなるんだなと思いましたが、まず、そして、こうなるというのは自分の町でないから客観的にとらえられるけれども、うちの町がこうなった場合には、どなたが犠牲になるというイメージがやっぱり明確に浮かんでまいります。そういうことが絶対あってはならない。これが自分の原体験になって、今の推進力の根っこになっているのかなと思います。

ただ現在は、リーダーシップはほぼ情報防災課長にお任せしているところでございまして。熱心に住民の皆さんとのコミュニケーションも図っていただいて、さまざまな事業進捗も図っていただいております。自分としては、その情報防災課ならびに住民の皆さんが、多分の労力を掛けてこれからやっていこうとしていくことをしっかりと法的に、それが政策が実現可能になるような、そういった整備を訴えていくというのが、立场上、自分にしかできない仕事だと思っております。

よって、これからも忘れそうになると、しっかりとあの気仙沼の風景を思い出しながら、すべてが短期間でできるということにはなりませんけれども、当面、人命確保。これにつきましては最大限の努力をはらってまいります。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

時間が大変余っておりますけれども、ご答弁いただきましたので、これで終わりたいと思います。

本当に今年、25年がもう終わろうとしております。今年一年本当に、町長はじめ町職員の皆さん、そしてまた、住民のみなんで力を合わせてこの防災に取り組んできたこと、一年が本当に幸せに締めくくれることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 22分

再 開 10時 40分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第71号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてから、議案第87号、平成25年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、総務常任委員会の方の委員長報告をさせていただきます。

今議会で総務常任委員会に付託されました議案は7議案でありました。議案の方の確認についてはそれぞれの方に付託票がありますので、そちらの方でお願いを致します。

12月12日、13時より16時20分までの間、前にあります保健福祉センターの1階会議室で、常任委員5人全員出席と、執行部の方から副町長、各所管課長の出席を求めまして、慎重なる審査を致しました。

先に申しておきますけど、付託された議案につきましては、すべて全会一致で可決するものと決しました。

それでは、報告の方に入らせていただきます。

議案第71号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは、上位法であります消費税が10月1日の国会で決まり、平成26年4月1日より、5パーセントの現行から8パーセント増税の改正に伴う条例の改正であります。

この中では、今までは区切って内税式で表記されておりました、利用者に分かりよい利用表が、今回は内税式ではなく外税式になったということで、国の通達によることでありましてちょっと金額が細かに分かれておりますけど、利用者の方々には分かりよいように内税式での表記をしたものを回すというような話をしております。これにつきましては全会一致で可決するものと決しました。

議案第72号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてであります。これは先ほどと同じように上位法の改正による改正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第73号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についてですが。この中で、町の税外収入とはということでありましたが、これにつきましては介護保険料、保育料、漁港使用料等のございます。

これにつきましても、先ほどと同じように上位法の改正による町の条例の改正であり、全会一致で可決するものと決しました。

議案第74号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。これは、公益的法人について職員を派遣する場合には町職員のままの身分での派遣が可能ですが、第三セクターのような営利的法人への派遣には、一度、役場の職員さんの場合は退職をして、そちらの方に派遣ということになります。それについては現在の給与、それから今度、復帰後の身分の保障をするためにはどうしてもこういう改正が要るということで、ための条例であります。

派遣先としては、町としては地域に振興に寄与する場合とか、町の事業と密接な関係がある所への派遣を想定しておるようでございます。今回は、もう町長の答弁等で皆さんも第三セクターで事業を開始する予定の缶詰のミニラボへの派遣ということでございます。これは加工工程の中で、包装食品技術管理者資格というものが必要になってくるようです。これがいわゆる巻き上げとか、製品を製造する過程に要る管理資格。これにつきましては、現在、町の職員に資格を持ってもらっておるようです、派遣して。そういうことでありまして、この方が今度できる第三セクターの方へ派遣になります。そしてこの方が、大体3年ぐらいの目安のようですけど、か、もしくは雇用された方が資格を取った時点で、職場の方に復帰するときの身分保障をするための条例の制定であります。

この中で出てきた議論としては、給料は派遣先からとなるかということでありましたが。まあ、当然派遣でするので、派遣先からの給与になると。復帰については、派遣先で不祥事を起こせば、それは職場への復帰はできなくなるというようなことはありました。そして、他の市町村での事例はあるのかということについては、県の方は公益法人へ出しているとか、四万十町、土佐清水市の方でも、職員さんをこういう第三セクターに派遣しているという答弁をいただきました。

それと委員会の中で、条例中で規則によると記載されているが、規則案が載っていないということがありましたけど。これにつきましては、まだ会社が設立されていないので規則までは整備ができていないということで、会社設立後に速やかにその方も整備をするということの答弁でありました。

続きまして、議案第 75 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例について。これにつきましても上位法の改正による改正でありましたので、全会一致で可決するものと決しました。

申し遅れました。ちょっと先の方に戻りますが、第 74 号議案につきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 76 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。これも上位法の改正による条例改正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 85 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを行います。入の方の 15 ページをお願い致します。

この中で、財産収入ということで挙がってきております金額がありますが。これにつきましては、町の持っております王迎団地の方の団地が 3 区画、約 260 坪が売れましたので、その金額が 2,523 万 7,000 円が入ってきております。執行部の方から、まだ 13 区画ええ場所が残っておりますので、皆さんにできれば買っていただければというようなことで話がありましたけど。まだ残っている所が 13 区画と、緑野団地の方にも 1 区画、まだ売れ残っておる場所があるそうで、という報告を受けております。

19 ページの方をお願い致します。

2 款総務費の方ですが、25 節積立金の方で 1 億 7,298 万 2,000 円。これにつきましては、国の方からの補助である地域の元気臨時交付金をこれの積み立ての方に回すこととして積み立てておきまして、事業申請をしております、がけ崩れ防止とか、急傾斜とか、太陽光発電、入野漁港のしゅんせつ工事、あかつき館の修繕等へ、町単独事業として起債が可能なものとして 26 年以降の事業に予定をされているという報告を受けております。

続きまして、20 ページの 15 節工事請負費の 630 万円ですが。これにつきましては、各議員さんからも再々の質問がありました、民放の再放送の件に係ります。

再放送をお願いするに当たってテレビ局と町との契約を進める上には、町のケーブルですぐに放送ができる状態にしておく方が契約の推進につながるということで、四万十町にあります放送センターの方から再々放送ができるように、電波の増幅器を設置するものであるとの答弁でした。

その中で、やはり議員の方からは、県内の放送局との合意は要らないのかというようなことがありました。それに対しては、まあ答弁としては、総務省に出しての認可はできるだけ避け、県内放送局とは今後も話し合いを継続していくというような報告を受けております。

そして、その下の 18 節の備品購入費になりますが、1,580 万 8,000 円です。これは現在使用のパソコンの OS、基本ソフトのサポートが平成 26 年 4 月 1 日で終了になることで、庁舎内と教育委員会関係で 240 台が使用できなくなる。いわゆるセキュリティの関係でできなくなるということで、新しい OS が入っている中古のパソコンの購入費というような報告を受けております。

委員の方からも、新規のパソコンでも8万代ではあるのではないかというような意見もありましたが、それに対して行政の方としての答弁は、なかなか行政のことになると値段が下がらない点などがあるとかというような報告をしておりました。

それと委員の方から、行政が新しくシステム等を変えていくことが結構なことですが、それで個人のパソコンとつながりにくくなるというような問題はないのかということに対しては、答弁として、同じシステムに住民の方もしてもらえれば問題がありませんというように。また委員の方から、古いパソコンの中にあるデータはどうするのかということで。答弁として、バックアップを取り、必要なときには使用できるようにしますということでありました。

27 ページをお願い致します。消防費の方に入りますけど。

これの19節負担金補助及び交付金の所でございますが、黒潮町の消防署建設負担金1,640万8,000円につきましては、消防署設計の事前調査で岩を調べる調査をした結果、土壌調査とかをし、建物の柱の場所にすべてボーリングをして基礎に費用を多く費やしたことによりまして、備品費が不足になったことによる備品機材の購入のためという答弁を受けております。

その下にあります、同じ所ですが、消防救急デジタル無線整備負担金120万円ですが。この120万につきましては、消防庁より軽四自動車両1台もらったので、その車両に取り付けるデジタル無線の整備であって、これは入野分団。ここは意外と路地があって道が狭い関係で、1台軽四の消防車、後ろにポンプを乗せるタイプの積載車というんですかね。これの寄贈を受けたので、それに付ける無線というように答弁をいただきました。

9 ページになりますけど、第2表の方の繰越明許費につきましては皆さまのお手元に詳細なるものが配られていると思いますので、そちらの方でのご確認をお願い致しますが。

一応、執行部からは24年度の繰越事業については、できるだけ25年度の方の事業費です。もう26年度に繰り越せない分は25年度の方の予算でやり、25年度に予定されているものは26年度の方にこかしての予定をしておりますけど、年度末までに24年度のものでできれば、いわゆるこの繰り越しにかんしては減になるというような答弁をいただいております。

以上、総務の方の報告を終わります。

(議長から森委員長へ訂正の指示あり)

すいません、訂正ですが。私の方の報告の方がちょっと間違っておりましたので。

第74号の方の、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての所でございますが、これに異動というような言葉で報告致しましたけど、ここの所はまだ決まったわけじゃありません。それ異動でなくて派遣でありますし、派遣の予定でありますので、決まったものじゃないので。ちょっとそれが確定したような表現を致しましたので、そのへんの訂正をお願いを致します。

議長 (山本久夫君)

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

1 番 (小松孝年君)

すいません。

最初の議案第71号ですが、ちょっと委員長の報告の中で、内税で表記するような感じで聞こえたがですけれども。内税で表記するという事は、今回出してる表の数字を変えるのかということです。

ほんで、自分が1回、質疑で最初出したのはですね、この表の下に、ほかのどこにも書いてるようになってですね、上記の金額を消費税相当額と加えた額をするという文言を入れたらいいんじゃないかということでしたが、どっちでしょう。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

私の方の説明の方がちょっとまずかったかもしれませんけど。

あくまでもこの表記は、この料金表は改訂できません。こういう外税式にいうことは国の方の方針で内税式は禁止されておりますので、こういう球場の料金表の方はこのままですけど、いわゆる利用者の方に対しては内税式の方法で、町が単独で作ったものをお知らせするというので、この条例そのものはこのままの表記になります。

今回のあれで、内税式を国の方から駄目ですよ。外税式で表記しなさいということが通達が来ているようですので、いわゆるここを税のあれということと。

それから今回の改正の主なもの、必ず次の改正が見えてますので、そのときにもう一度改正せんでもいいように消費税をとというような形で。まあ何パー掛けるとかいうことは明記してないので、消費税を掛けることにしていますので。

私の説明不足だったと思います。あくまでもこの料金表は改訂はできませんけど、利用者には戸惑いのないように内税式のを、まあ消費税を掛けたものをお知らせするというので。配るとか知らせるという意味じゃなくて、問い合わせにはそういうことで対応するという話でございますので。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

分かりました。

そしたら、利用者向けにはそういった内税式というか、もう税金込みの金額で出してくれるということですね。

この条例の中でですね、外税式というか税金を加えない額で書いた場合、その下に消費税相当を加えた額とするというのは入れなくてもいいものか、入れなければならぬものかという話はなかったですかね。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そのような表記の仕方についてはありませんでした。そういう質問はなかったと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

すいません、本会議で聞いたらよかったですけども、ちょっと手を挙げるタイミングが悪くてそのまま済みましたので。

予算書の20ページですが、20ページの18備品購入費1,580万8,000円の予算を組まれておりまして、パソコンとプリンターということでしたので、240台新規を買うと思っておりましたら中古なようですが。まあWindows XPはもう来年で保証期間が切れますので、後のバージョンアップとかそんなものないわけでした。

今度、中古で買うとなりますと、現在はWindowsの8ですかね、なってると思うんですが、どのOSをはめた中古を買われるのか。その中古の相場的にも、何かちょっと計算したら結構高いようですし。

その付近は論議になりませんでしたでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

今、藤本議員さんがご指摘のように、その件につきましてはいろいろありましたけど。

中古の方も、その資格を持った方が全部、データのあれもやって新しく。データとしては新しいOSを入れたものを買うというように聞いておりますし、それから値段的な点もありました。まあ、インターネットで見るOSの料金と、向こうのメーカーが設定してる料金とじゃあかなりの開きはありましたけど、結局、それなら新規でもそんなに変わらんがじゃないかというような意見がほんと出てきました。その場で計算して。まあプリンターが入っちゃうんですけど、プリンターは関係なく240台で割った場合の料金ですよ。プリンターがなれば掛かるとかいう説明は受けておりませんので。

そういう中では、藤本議員さんがご指摘のように、それならばノートパソコンの安いのが買えるがじゃないかというような意見もありましたけど、一応、町としてはこの方針でいきたいということを受けております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査報告を致します。

委員会は去る12月12日、13時から15時30分まで、第3会議室におきまして町長、関係課長の出席を求め、委員全員出席の下で慎重に審査を行いました。

審査結果は、配布しております委員長報告書のとおり、全議案を全会一致で可決するものと決しました。

審査内容についてご報告致します。

議案第77号、78号、80号につきましては消費税の改正に伴う条例の改正でしたので、本議会以上の執行部からの補足説明も委員からの質疑もございませんでした。

議案第79号は、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでしたが、この議案につきましても本会議以上での説明も、特に委員からの質問もございませんでした。

続きまして、議案第81号でございます。これは佐賀にできる交流施設、なぶら土佐佐賀、将来的には道の駅として運営していく施設の指定管理をするための条例の制定でございました。

この条例の内容につきましては、指定管理者が町に支払う使用料の金額の明記はございませんでした。これは時代の流れでこの使用料というのは変わっていくものですので、他の市町村の道の駅等の条例の中にも入っていないということで明記をしないということでしたが、所定の算定基準に基づいて施設使用料を定めていくということの説明でございました。また新たに、軒下を使って販売をする方から使用料を指定管理者が徴収することができるという文面が入ってございました。これらにつきましては、四万十町の道の駅の条例を参考に作ったというご説明でございました。

そして現在は、平成26年4月からの運営を目指して準備が進められているということで、本年10月には株式会社なぶら土佐佐賀を設立されたということをごいました。このことによって、民間の方々の準備も既に進んでいるというご説明でございました。

そして今後の予定としては、1月ごろには臨時議会等で指定管理の指定をし、指定管理者となった会社が従業員の募集等を行なえるように準備をしていきたいということをごいます。また従業員の募集時期につきましては、県の補助金が受けられるかどうかということが決定した時点で募集作業に入るという予定だそうです。

委員の方からは、先に設置していますビオス大方との条例の整合性を取り、関係条例の整備をする必要が出てくるのではないかと意見が出ておりました。

続きまして、議案第85号、一般会計補正予算は、5款から8款まででございました。

こちらの方につきましては予算書でご説明をさせていただきます。予算書の24ページでございます。

少し本会議とかぶる所もございますが、6款の農林水産業費、1項の3目11の修繕料20万円は、佐賀の菌茸工場のエアコンの老朽化による修繕費でございます。

5目19節の負担金45万円は、竹島の国営農地の本部修繕に伴うものでございました。黒潮町の管理面積分がございまして、面積の負担分として四万十市に支払うものでございます。竹島の水利組合が10パーセント、国が55パーセント、35パーセントが四万十市が出した補助金でございますので、それに係る85パーセントが町の負担分となっております。

続きまして、2項の2目、16節の原材料費は、小黒ノ川、市ノ又の町耕造林がイノシシで土砂が落ちたりという被害を下の農地に及ぼすということで、その補償費として原材料を支給するという予算でございました。

続きまして、3項の水産業費、13節委託料は、漁業集落整備事業の組み換え分でございます。この組み換えにつきましては、横浜の避難道、避難広場の設計委託費の減額400万円と、17節公有財産購入費200万円、22節補償費400万円の会所集落道分を減額し、15節の工事請負費で町大字の避難道、広場工事を優先して行うということでした。会所、横浜地区の避難道、広場につきましては、26年度に行うことになるということです。

続きまして、25ページの7款の商工費です。

1項11節、食糧費5万円。小額でございますが、これにつきましては9月議会でもご説明致しましたスポーツ誘致にかんする費用の補正でございました。

このスポーツ誘致は、3月までに10件程度予定がもう既に予約が入っているということでした。高校が来てくれたり、それから藤田選手というプロサッカー選手が子どもたちのためのスポーツ教室を開催するなど、事業が予定されているということをごいました。これらの方々と町長や関係者が交流することによって大変喜ばれておりますし、リピーターの育成にもつながるということで、この食糧費、1回の限度額は3,000円ということでございますが、その交流会等に充てる費用として計上されておりました。

続きまして、2項の11節修繕費。説明もありましたが、佐賀のファクトリーコスモの資材置き場が雨漏りをするので直す予算ということでした。

このファクトリーコスモにつきましては、最初のころに建てられた工場ですので施設もだいぶ古くなっておりまして、屋根だけではなく全体的な老朽化が進んでいるという説明を受けました。

ページが変わりまして26ページ、8款土木費についてご説明致します。

1項13節につきましては、本会議の方でも説明がありましたので省きます。

2項15節、工事請負費です。これは事業費の組み換えですが、地域整備事業で夏場までの分は事業消化がかなりできましたけれども、今、縷々（るる）説明がありますように業者がいっぱい、なかなか進まない状況が今出てきているというご報告がありました。今年地域整備事業は社会資本整備事業という事業で、国の有

利な条件で整備ができる事業で組み換えたりして減額をされておりましたけれども、そのうちでも地域の中で一番要望の多い地域の舗装事業については、今年40件済んでおります。あと、年末までに1億円程度の事業も出る予定がありますが、これについては先ほどもご説明したように、業者さんがかなり厳しい状態になっているので今年度中に消化できるかどうか心配な部分もある、というようなご説明をいただきました。

続きまして、2項の道路橋梁費でございます。

11節需用費50万円は、台風での崩土と、それから旧の井の岬温泉近くの道路の上をイノシシにやられておりました。写真を見せていただきましたがかなり大きな石が路上に落ちてきて、それをのける費用を計上されておりました。イノシシの被害は非常に深刻で、農地のみならず道路にまで及んできているという説明をいただきました。

続きまして、15節工事請負費。これは町道土橋線。これ、田野浦の三浦小学校の通学路になっている部分でございますが。これに町道芝の下坊（シモボウ）の工事に伴う宅地用の用地費が減額になりましたことと、それから電柱の移転等を国交省がやってくれたということで、事業費が減額になりました。この分を15節に組み替えて、土橋線の設計を出しておりましたのが仕上がってまいりますので工事をするということでした。

小学校までの距離の間には少し残りがありますが、この事業費でできる限り伸ばして工事をしていきたいというご説明をいただきました。

続きまして、3項河川費でございます。19節負担金です。これは県工事の急傾斜事業の負担金で、津波避難の斜路と階段をつけてもらった有井川地区の負担分です。

それからあと、最後に5項の都市計画費でございますが。この費用につきましては、道の駅なぶら土佐佐賀の開設に伴うものでございます。来年の2月ごろに施設の引き渡しを考えているということで、3月末までの準備期間としゅんこう式をするときのおもち代等が計上されています。

さらに、工事請負費で設計変更等の追加予算が提案されております。このことについては委員から、今回のこの道の駅の事業については基本的な部分での計画変更が多かったのではないかと、コンサルティングの見積もりが適正であったのかどうかという疑義をする指摘がございました。

以上が、産業建設常任委員会に付託されました議案のご報告でございます。

以上で終わります。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

教育厚生常任委員会は12月12日、11時10分から14時30分まで、全委員、また担当課長出席の下、議員控室において執り行いました。

当委員会に付託されました議案は、82号から87号まで、条例改正2件、条例制定が1件、補正予算3件、合計6件の議案でございました。

すべての議案において、これといった質問や議論等はありませんでしたので、お手元に配布しております審

査報告書に沿って、担当課長から説明をいただいたことのご報告を致します。

初めに、教育長、教育次長の出席を求めて、議案 82 号、黒潮町立ふれあいセンター、これは旧湊川、加持、蜷川小学校、その体育館の使用料のことだそうです。それにかんする条例については、来年からの消費税が上がる上位法の変更によるものであると説明を受けております。

次に、83 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例につきましては、広域連合に運営を委託していることから、延滞金の割合等の特例を地方税法に合わせ、県下市町村に統一するものであると説明をいただいております。

次に、議案 84 号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定につきましては、これは平成 22 年から 5 年間、平成 26 年度までですけれども、施行されております次世代育成支援対策行動計画がありましたけど、それに代わりまして新たに、子ども・子育て支援事業計画が平成 27 年 4 月から施行されるものでして、この子ども・子育て支援計画策定などのために、国の方針に従って設置条例を制定するものであります。

次、議案 85 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算について。これは大きな金額が補正された事案のみをご報告させていただきます。一般会計補正予算書の 22 ページをお開きください。

健康福祉課長に説明を求めました、これは、3 款民生費、20 節扶助費になりますが、障害者自立支援給付金費 1,750 万円は、障がい者の方々が利用されました、延べ人数にして 2,443 人に対するヘルパー派遣等の介護給付金とか療養介護医療費などに充てる給付金のことであります。

また、同じページになりますけれども、3 目児童福祉施設費ですけれども、7 節臨時職員雇用賃金 1,314 万 2,000 円と。これは臨時の賃金にすればちょっと割合大きな補正予算になっておりますけれども、これは保育園児の入所者数が当初の予定よりも大幅に増えた関係から、保育士さんと年間 477 カ月分の賃金不足が生じたことによるものだと説明を受けております。

次に、29 ページをお開きください。

10 款教育費、学校給食費ですけれども、12 節役務費。これは小さな金額ですけれども、これは 3 カ月分です。食材検査料とありますけれども、学校給食に使う材料の放射能測定回数をこれまで月に 2 回でしたけれども、月に 4 回とするもので、より安全性を高めるためといった説明を教育次長からいただきました。

次に、特別会計に移ります。

議案 86 号、黄色の表紙の国保会計補正予算書 1 ページをお開きください。

住民課長から説明があり、この補正金額 2,202 万円は、国庫補助金および県補助金が確定したことによるもので、黒潮町が受入超過になったお金を国や県に返還するものです。

次、最後になりますけど議案 87 号、ピンク色の表紙ですけれども、国民健康保険直診の会計補正予算書、1 ページで構いません、お開きください。

これ、地域住民課長より説明があつて、補正額 44 万円というのは、古くなった医療機器の処分費用となっております。

ただ、この特別会計の中で委員からも説明を求めましたけれども、また、執行部の議案説明のときにもありました。拳の川診療所の小野医師が来年 3 月をもって退職をされますけれども、後任の医師が決まっております。で、町長、担当課長からこれまでの経過報告、また医師確保への決意をお聞きしましたけれども、現時点ではめどが立っていないそうです。委員会終了後に町長から、医師の確保の手掛かりに、議員皆さまの少しの手掛かりでも構いませんのでご協力をお願いしたいといったお願いがありましたので、ここで申し添えておきます。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案審査の内容でございます。

慎重な審査の結果、全議案を全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

すいません、ちょっと確認ですが。

補正予算の中で、説明で学校給食費のやつですが。委員長の報告の中では、今まで月 2 回やったやつが月に 4 回になると言われましたけども。執行部の説明のときには、月に 1 回が週に 1 回になるというふうに聞いたがですけども、それは月に 4 回ですかね。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（西村将伸君）

そのときのことは私覚えてないんですけども、私らの説明の中では、月に 4 回になると。まあ、以前の回数のごとの確認までは取ってませんけどね。

確か、2 週間に一度が週に一度（後段で「月 2 回」に訂正あり）になるという説明ではなかったかと思えます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 71 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 87 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

この際、13 時まで休憩します。

休 憩 11 時 30 分

再 開 13 時 00 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育厚生常任委員長から発言を求められております。

これを許します。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長 (西村將伸君)

午前中の教育厚生委員長報告の中で、85 号議案の補正ですけれども 10 款教育費のことで、学校給食費、その食材検査料の報告漏れがありましたので、追加報告をさせていただきます。

これは本会議場で議案提案の折に、月 1 回から週に 1 回と。後、確認しましたけれども。委員会では、月 1 回と申し上げましたけれども月 2 回でしたと。こういった訂正がありましたこと、私の報告漏れでしたので、お

わびして訂正致します。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の発言を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 71 号、黒潮町大方球場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、土佐西南大規模公園（大方地区）運動広場夜間照明施設使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について、および、議員提出議案第 35 号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についての提案者、池内弘道君。

13 番（池内弘道君）

それでは議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書について、提案趣旨説明をしたいと思えます。

皆さまの自席に趣旨として配布しておりますので、内容は控えさせていただきます。

この制度は、最速で 2015 年 4 月から新しく制度を施行しようとしておりますが、この制度を実施する上でより充実した制度に施行されるように、次の事項について強く要望するものであります。

その前にすいません、1 つ訂正をお願い致します。

最後のページになりますが、上から 4 段目、国として国有地などの活用や、財措置となっておりますが、ここへ財政と、政という字を付け加えていただきたいと思います。脱字になっておりますのでよろしく願います。

それでは、意見書、要望についてここで説明します。

1 つ、子ども・子育て支援新制度の導入に当たっては、新制度の実施主体である自治体および保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な議論を行い、性急な実施は避けること。

2、新制度の設計に当たっては、すべての子どもに平等に保育を保障する観点から、小規模保育事業における保育指定数や安全基準の緩和、幼保連携型認定こども園における公定価格の差別化をせず、公的責任の在り方、認定の仕組み、子どもの保育時間についても格差を生じさせないこと。

3、児童福祉法第 24 条第 1 項の、保育所における自治体の保育実施責任者は現行どおりであることを確認し、保育所の基準や運営費等については新制度においても後退させず、政省令に反映させること。

4、新制度の実施に当たっては、制度の実施主体である市町村が地域のニーズに基づき、これまでの水準を低下させずに総合的な施策を展開できるよう、財源を確保すること。

5、待機児童対策を先送りせず、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に保育所整備を進められるよう、国として国有地などの活用や財政措置の拡充など、対策を行うこと。安心こども基金については、必要な財源を確保した上で継続し、対象事業の拡充を図ること。

6、児童福祉施設最低基準を改善し、保育料引き下げなど保護者負担の軽減、職員処遇改善のための仕組みの導入を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日、黒潮町議会。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策大臣）、衆議院議員議長、参議院議員議長。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 34 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで池内弘道君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 35 号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての提出者、森治史君。

11 番（森 治史君）

議員提出議案第 35 号の方で、特定秘密保護法の廃止を求める意見書を提出しました森です。

今から内容を、みなさんのところにレジュメがいてると思いますけど、一応再確認のために自分のを読ませさせていただきます。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書。

安倍政権は、多くの国民の反対と懸念を押し切って、特定秘密保護法を強制採決した。この法律は行政機関の長による恣意的な判断によって特定秘密が決められ、それが妥当なものかを検証し判断するチェック機関もなく、また秘密指定機関も恣意的に扱うことができ、政府の判断によっては永遠に情報は公開されない前近代的な法律である。

この法律が憲法によって保障されている表現、言論、結社の自由を著しく制限するものであることは、法律の中に記されたテロリズムの定義を政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要すると

いう部分が示しています。

石破茂自民党幹事長が秘密保護法に反対する抗議行動をテロ行為の同志と断じたことは、政権与党の思惑によって国民を弾圧する意図を持つてゐることを示したものである。特定秘密法が恣意的判断によって拡大されることは、法律成立前から政府が40万件の指定を行うことを表明していることから明らかである。膨大な件数の条項を特定秘密に指定することは、これまでアメリカで公開されてきた日米密約のみならず警察の裏金づくり、官僚の不正、自衛隊の秘密情報活動、国やトンネル、橋梁の設計、建設等の国民生活全般にわたって政府、官僚の思いのままに縛り付ける可能性は高いと言わざるを得ない。

また、何が秘密か、それ自体が秘密という法律は、どのような行いを違法とするかという罪刑法定主義の原則も満たしていない欠陥法であり、無罪の人を有罪として裁く冤罪（えんざい）のもとになる。

国の情報は本来、国民に開示されることが原則である。国民に情報が開示されないことは、平和と民主主義が危ぶまれることは歴史上の教訓であり、既に過去の日本の歴史の中で悲惨な戦禍を生んだ太平洋戦争がそれを証明している。

さらに、国が情報を秘密にすることは地方自治という観点からも非常に大きな問題を持っており、特定秘密に指定された情報は地方自治体の首長や議会にも知らせることはなく、地域住民の信託を受けた議員が集う地方議会で事の是非を判断することができなくなってしまうことを意味し、到底容認はできない。

秘密保護に対する国民の強い懸念は、強行採決後のマスコミ各社の世論調査でも明らかになっており、国民の意思を無視する形で決めたこの法律は主権者に対する裏切り行為である。このような形で決められた法律を施行することは民主主義国家として決して許されることではなく、速やかに廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、国家公安委員長。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第35号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第35号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての質疑はありませんか。

小松君。

1番（小松孝年君）

この意見書はですね、特定秘密保護法の廃止を求める意見書ということで。

これ、特定秘密保護法は、まあいうたら今からもうずっと要らないという感じでとらえていいんでしょうか。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私は、これはきちっと決めて、これがというような形で持ってくるということが正当だと思います。これとこれが国民の前に出して、こういうことを秘密に致しますよということが第一必要なことと。

それと、これがいくらでも広げて解釈できることによって、今はいいでしょうけど、次の世代、その次の世代のときに、どういう解釈によって本当の住民の意思が縛られる可能性が強いというように受け取っておりますし。

もともと、このあれの中で私が一番危惧（きぐ）致したのは、今、手の着けれなくなってます、福島原発の除染したものの処理の方法も分かっておりません。それからまた、ずっと今から出てくるものというたら

おかしいですけど、原発なんかのものの処理した後じゃなくって、燃料房の再生とかしたとき出てくるものについても、これを国が秘密保護の中に指定されましたら、どこの場所で、どういう形で、どういうことになるかも、国民には知らせはくれないと思います。そういうこと、今ですら原発事故のことについての情報は全部、スムーズに国民の前にさらせたとは思っておりません。そういう形があるということで、ものすごく私は危機感を感じたということが1つ、一番重要な形であります。

それで、やはりこういう重大な、国民にいろんなものが課される条例、法を制定するのであれば、国の方が、こういうものを出します、これに対して違反があればこういう罰則があります、ということをやったり国民の前に知らすべきであることと、それについても時間をかけて議論をするということが一番必要ではないかというように考えております。

私の考え方はそういうことです。

いったん強行採決されたものを、ここではもうこういうように廃止を求めて、再度要るものならば、どうしても要るものだけを議論していただきたいという。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

2 番（小永正裕君）

森議員がここに書かれております内容を見ますと、非常に恐ろしい国になるというふうを感じるわけです。こんな国になってはいけないと、ほんとに思うわけですね。

この日本のすぐ近くの国にも、こういう国があります。もうちょっと離れたところにもありますし、ちょっと離れたところにもあります。こんな国がですよ。でも、日本はそうではないですね、今。

ただ、これを書かれるときに、政府から出されたその条文を全部見て、この条文で、ほんとにこんな国になると感じて書かれたのかどうか。

私はちょっと素朴な質問で大変恐縮ではございますが、こういう文章になるということはですね、その政府から出された条文のどこに、どういう所がですね、こういうふうになるか。それを読まれたのならその根拠があるわけですから、ぜひその説明いただきたいと思います。どの部分で。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まことに私は条文を読んだわけではなくって、ニュースの方での、いわゆる新聞、その他から出てくるニュースの方で自分なりの判断を致しましたので。条文を一つ一つ読み上げてやったということではないことだけは確かでございます。

けど私は、ニュースその他、まあいうたら週刊誌とかの読みになりますので、どこまでが正解かどうかということになってきたら疑問符を打たれるかもしれませんけど、そういうニュースを見、私を感じたままに出した文でありまして、小永議員が言うように、国が、この間新聞に出てましたね。全部、新聞の二面に書いてましたけど。それを逐一読んで、これを仕上げたいということではありませんので、そのへんはご了解をお願い致します。

議長（山本久夫君）

小永君。

2 番（小永正裕君）

我々は、物事を議論して、本質を求めてですね、それをどこかに発信するというふうなことにかんしては、ここの町議会の大きな責任が、重大な責任を負うわけですよ。それがほんとのことか、ただのうわさであるか、風評であるか。そういうことを我々が見極めてから決議すべきものと思いますよ。ただ、新聞に出てることがすべて100パーセント正しいかといったら、決してそうじゃない。

私はね、12月の7日ですか、この法案が通って、採択されて、その後の次の日の全国紙の某A新聞です。いうところがあるわけです。大きな会社ですから。そこの新聞に目を通しますと、国民同士の監視、恐ろしいと書いてあるんですよ。それ見た人はですね、その条文の本質を見てない方は、これは新聞にこんなに書かれたらほんとに恐ろしい国になるというふうに思うのが一般常識ではないでしょうか。それがその日だけじゃなくてですね、法案を挙げる前のときからシリーズでずうっとそういう、国民に恐怖を与えるような。この条文のどこが問題か、みたいなどは全然記事になってないんですよ。

私は素朴な疑問なんです。ほんとになぜ、中身も十分に国民に知らせるようなマスコミの役割をしていないに、何でこんな恐ろしいことになるのかというふうなね、根拠になる記事の基がないんですよ、私、見ても。だから、マスコミにも大きな責任があると思いますよ。この法案をつぶすためにはどんなことでもするというふうな方向が見え見えなんです。

そのところはどう思いますかね。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

誠に申し訳ありません。私は、4大紙のA社という新聞は取っておりませんし、その記事は読んだこともありません。

まあ、一番のこととして私を感じてることは、これが今、我々の所では問題点がないと。過大解釈ができるままで施行されてる。

私の求めているのは、最初から、秘密保護法に重要なもので要るものであればきちっと、国の方も法案を通す前からきちっと国民に知らせて、時間かけてきちっと納得のいくように。

確かに、アメリカにも秘密保護はあると聞いております。アメリカの場合には、作るまでに国民にいかそれには出して、議論をした上で可決してる。それは、国民が反対したものが通っちゃうとか通ってないとか、そんな詳しいことは分かりませんが、アメリカではそういうようにやってきた。アメリカは秘密保護であっても30年とか年数を切り、そして、それが過ぎたものはすべて一般公開されております。日本の場合には、それが明記もされてない状態で、何年は秘密保護ですよとか、それ以降はという開示も示されてないですよ。

そういうことを含めたときに、本当にこの法案が、今は、我々の時代にはどうということもないかもしれませんが。これを言うともた、根拠は何かと言われるかもしれませんが。そういう、世代の後にいくほどそういう危険性が高いというように私は感じましたので。これは感じであって、これを議論したことがここでもむことやないと言われるかもしれませんが。ものすごく私は、これは表現の自由、言論の自由、それから結社の自由というものが束縛される可能性が大だと思っております。

その上に、いったん廃止にさせていただく。で、もし必要なものだけを抜粋して、また国民の前に出して、きちっと議論をしてもらって挙げてきていただく。それだけながです、私の理念は。

だから、小永議員が言われるように、事細こうにすべての条項を読み、砕き、それが分からなければ法律家に聞いて、ここが問題点だからということで私は、そこまでを読み砕いてこれは出しておりませんが。これは、私はそのように後々、今もすぐなるかもしれませんが、後の後生の者にとってほんとにこの法律が危険

性が高いというように自分は感じておりますので、こういうように今回の廃止の意見書を出させてもろうたがであって、A紙を読んだからという形で書いたつもりは全くありません。

確かに小永議員が言われるように、きちっと物事を飲み込み、完全に理解して出してるかというたら、それは正直、出しておりません。そこまで読み砕いてませんので、物事を。この法案のことなんかも。けど、自分がその国会の前での行動が取られているとかよね、反対の行動を取られているとかいう。それからジャーナリストでも著名人の法律家とか、国の方でも憲法学者の中でも、まあいろいろ議論はあろうかと思えますけど著名な方々も、こぞってこのことについてはよね、早々でこれはおかしいから反対をという意見も出ておるということで。その方々の意見を読んだということはないので、そこも求められても、どういうことで書いちゃったかいうことを言われても、まあ新聞とかの。私の場合は高知新聞かしらんと。地方紙ですので、4大新聞は取っておりませんので、毎月は。だから、あくまでも自分の読んだ範囲というのはこの地方紙の方の情報とか、テレビの情報とかのもので、自分が、これは今ここで早急に作るべき法律ではないというように感じておりますので、こういう提案をさせていただきました。

議長（山本久夫君）

小永君。

2番（小永正裕君）

今、お話しいただきましたけど。

私はね、その根拠にされてるのはやっぱり新聞報道とか、テレビニュースとか、何かそういうことが根拠になられてるわけですね。森議員の場合は。

私もね、その新聞とかいろいろ見てみたんですよ。地方紙も、それから中央の大きな全国紙もですね、いろいろ見てみたんですよ。それと各種団体。日本ペンクラブとか、脚本家クラブとか。

日本脚本家クラブとかいうのはですね、中島何とかさんというて、多分中村の出身の人やと思いますよ。何とかの祭り、あとの祭りか何とか、分かりませんが、そういう題名の脚本を書いたようなこと、前に報道されましたよね。そういう協会とか。演劇の方とかですね、ノーベル賞もらった方が2人ぐらいおりますよ。そんなねいろんな団体があります。それがね、一様に使う言葉がですね、恣意的とか書いてあるんですよ。何回も何回も。これ、別の団体ですけども、よく見てみると中身はほとんど同じことを理由に挙げてるんです。

ほんで、おばさん同士が道端で会って、ロケットが飛んで、あれは秘密のロケットやけん何かかんか話しておったら私たちも捕まりますわねとか、そんなことが書いてあるんですよ。僕はねびっくりしたのが、新聞報道これでええのかなと思ったのがいっぱいあるんですよ。ちょっとね、僕が調べただけでも。まあこれ、時間が長くなりますからあんまり言ってもしょうがないんですけども。とにかくね、おんなじ論調なんです。恣意的。その選挙に出てですよ、政権取り合うわけですから、何か自分の考え、世の中をこうしたいと、この国をこうしたいと思って選挙に出るわけですね。それで総裁選に出て、それでまあ首相になりたいという人が出てくるわけですけど、みんなその。まあ恣意というのは言葉がちょっとおかしいと思うんですけども、希望があるわけですよ、こんな国にしたいとかいうふうな。そうやって出てきた方々が出す法案がですね、出してきた法案をろくに説明もせず、その考えもせずですね、ただ雑誌がこう書いてある、新聞がこう書いてあおってるから、それはいかんことやないかみたいなことではね、議会としての役割はやっぱり果たせないと思うわけです。全く物事を本質を見た上でですね、我々は我々の冷静な判断を下して、世の中に知らせるべきやというふうに私は思います。

個人的にはですね、あんまりまあ言うことはないんですけども、3回で終わりですよ。

（議長から「終わりです」との発言あり）

一応これで終わりますけど、私はもっとほんとは質問したいんですけども、時間を大事にしたいんで。無駄な時間は使いたくないんで一応これで終わりますけども。

まあ私はどっちかという、もう早く作った方がええことないかなというふうに思っておる方です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

議会に連絡するには、私の勉強不足ということをご指摘になったと思います。それはそれで、私個人として受け止めないかんことだと思いますけど。

これは住民の方の中にも、我々は安倍政権には、いわゆる景気が良くなって日本を活性化すると。そういう意味で、投票して選んだはずじゃと。そのときに、秘密保護法も作りますということは一言も言うてなかったと。我々はだまされたという声も聞いた上で、自分なりの判断で出したことであって。

まあ、日本の海からちょっと向こう行ったところか、その向こうとかにはいろいろありますよねという提案でしたけど、この法律が、私としてはゆくゆくその方向性になるのではないかと。これが、昔の戦争前にできました、いわゆる治安維持法に発展する可能性があるのではないかと。それからまた、昔ありました特高、特別警察。こういうものにも波及していくのではないかと、まあ自分なりの思いがありまして、今回、まあ力としてそれだけのものがなく出したと言われてもご指摘になれたようなこともありますけど、やはり何か議会として、自分は議員として活動しよう上の中の一環として、こういう提案をすべきというように判断したので、今回、提案をさせていただいたんです。

議長（山本久夫君）

質疑と答弁は簡潔にお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 35 号の質疑を終わります。

これで森治史君に対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題としております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 35 号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

山崎さん。

8 番 (山崎正男君)

反対討論を申し上げます。

私は、自分自身がまだこの秘密保護法の内容について詳しくはありません。ありませんけれども、この今国会でこの法案が通ったという段階で、果たして今から、わが黒潮町でですね、議会在議決して廃止を求めると。国対町のけんかをするのかという気持ちがございます。

1 つはですね、この法律の内容は、ちょっと読ませていただきますけれど。

日本の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿を要するものについて、行政機関における特定秘密の指定、特定秘密の取り扱いの業務を行う者に対し、適性評価の実施、特定秘密の提供が可能な場合の規定、特定秘密の漏えい等に関する罰則等について定め、それによりその漏えいの防止を図り、国及び国民の安全の確保に資する趣旨である、とされているというふう存じます。

それからですね、特定秘密の指定の内容ですが。

1 つについては、防衛に関する事項、それから外交に関する事項、それから外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項。これは国会に提出されたところでは、特定有害活動の防止に関する事項という言葉のようですが、その 3 点。それから 4 点目が、テロ活動防止に関する事項。こういうような 4 点が大きな目的でございます。

今、世論の中で、その内容についてまだ詳しくない。それから不安がある。ほんで、チェック機関をどうするか。内容をどこまで審査するのか。こういうようないろんな問題がございますけれど。

私は今、反対の理由は、既に国会で法が通った。1 件。それから、この内容についてはですね、我々が選んだ国会議員、国会の中で、その倫理観によって適正にその判断が下されるものと持っております。で、ここ 1 年間の施行期間もありますので、この間に我々が世論として挙げていくものは挙げていくけれども、その国の機関の中枢を担う国会議員が、それぞれの倫理観によってこの内容を審査されるものと信じておりますので、この今ここで廃止の意見書を出すのは反対でございます。

以上です。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

先ほど質疑でかなり自分の意見を述べられた方もおりましたけども、私はここでは賛成討論を致します。

この法律はですね、提案されてからもうあつという間に、数の力で強行採決をされてしまいました。国民の間では、この法律の中身を知れば知るほど、反対の世論が大きく膨れ上がってきました。だから反対があんまり増えないうちに早々と、強引なやり方で決めなきゃならなくなったのかなと思います。

そのことはですね、法律が成立した後の共同通信社の世論調査でも、法律に反対 60.3 パーセント、賛成 24.9 パーセントと、反対が賛成を大きく上回っております。しかも、50 パーセント以上が来年の通常国会での修正を、30 パーセント近くが廃止を求めています。

では、なぜこんなに反対の声が多いのか。それは、この法律の持つ怖さだと思います。何が怖いかといいますが、何が秘密かそれが秘密、という内容です。防衛とか外交とか、公務員にしか罰則がないというような言い方がありますけども、一般の人にあんまり関係がないような問題だなという言い方がありますけど、それを一歩深く考えてみたら、国民全体に大きくかかわる法律だと思います。

秘密を決める行政機関の秘密を決めるのは、行政機関の長です。国民に必要な情報でも、権力者の都合の悪いことはいくらでも秘密にすることが可能です。例えば先ほど、趣旨説明で森議員からありましたけど、原発の危険性とか、汚染水の問題なども隠ぺいできます。その時々々の権力者の恣意的な運用がいくらでも可能になる。秘密に歯止めがなく、際限なく広がる怖さです。秘密は40万件あると、そんなようにも言っておりますが、際限なく広がっていく怖さがあります。国民の知る権利が奪われれば、国民主権は成り立ちません。

また、秘密を知ろうとした人だけでなく、共謀した人、教唆、そそのかすですね。そそのかした人、先導した人も処罰されます。これは基本的人権のじゅうりんです。政府に都合の悪い人、少しでも異を唱える人などへの処罰が可能なら、自由に物は言えなくなります。憲法で保障されている表現の自由、言論の自由、知る権利は守れません。それでは民主主義国家とは言えないんじゃないでしょうか。国民が秘密に触れたとって逮捕されたとしても、何の罪で逮捕されたのかは秘密なので知らされません。裁判では、弁護人にも秘密のままだということですので、弁護のしようがないのです。戦前の暗い世の中を、映画やテレビで見ますけども、まるであのような社会を再来するようで、私はこの法律を考えると背筋も寒くなる思いです。

秘密をチェックする機関も政府内に置かれ、独立した第三者機関には程遠い組織になっています。いったん秘密と決められますと、60年も秘密です。しかも例外項目は対象外というものですから、政府に都合の悪い情報は永久に国民の目から隠されます。自由に物が言えない、表現の自由が制限されるなど、また知る権利が冒される、そのようなことがあって民主主義が危ういと危機感から、多くの専門家やマスコミ関係者、作家や映画監督やさまざまな幅広いジャンルの方々が、新聞でもご承知と思いますが、次々と反対の声を挙げています。

先月、高知新聞の現役の記者による講演があって、聞きに行ってきました。そのとき記者の方が、法が成立しても最初の数年間は何事もないでしょう。5年や10年とたってから猛威を振るう。治安維持法がそうだったと言っておりました。だから安心してはいけません。今こそ声を挙げるべきですとも言っておりました。

私たちは今の、平和で基本的人権が守られ、自由に物が言える民主主義の世の中を子どもや孫に残す責任があると思います。今ここで私たちが声を挙げて、法は成立しましたが、それを運用させない。そして廃案に持っていくことは私たちの責任だと、私は思っています。

ぜひ議員の皆さんの良識ある判断をお願いしたいと思い、この議案書に賛成討論をしました。

終わります。

反対討論はありませんか。

小松君。

1番(小松孝年君)

書いてないのでちょっと分かりにくいかもしれませんが。

この法律がですね、まあ一般国民にはなかなか分かりにくい、理解し難いところがあって、それが強行採決という形でやられたことによって国会の方も、それについて反対しているわけです。

この特定秘密保護法というのは、自分が知ってる範囲ではですね、防衛と外交、それからスパイ防止、テロ防止の4分野について特定された秘密法だというふうに、自分なりには解釈してるわけです。ですので、この意見書に書かれてるような、表現の自由とかそういうものを奪うものではないんじゃないかというふうに思

っております。

世界的に見てもですね、この法律というのはもうかなり、まあ日本以外にもありますけれども、こういう法律持っていないところは少ないというふうに聞いております。ほんと、国民を守るために作った法だと思います。

今、かなり中国とか北朝鮮とか、すごい世界的にも不安定な情勢になっています。そういった中で、やはりこの法律自体は必要なものだと私は思っております。

この意見書についてですね、その内容がちょっと自分というか、この法律自体の本質からずれてるところがあるんじゃないかということもありますし。

それから廃止を求めるとですね、さっきちょっと質問でも出しましたけれども。廃止ということを求めると、この法律をなくするということになりますので、できたらもっと国民に分かりやすい説明をする意見書とかですね、それから再検討してもらいたい意見書とか、そういうふうな意見書でしたらもうちょっと理解できるんですけども、廃止というのはちょっと、今からの日本にとって不利益になるんじゃないかと思っておりますので、反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

私は、この意見書には賛成です。

歴史は繰り返すといわれまして、人間、それぞれ価値観、主義主張があるわけで。ほんで戦後 70 年たってね、このような法律がまかり通るがも、私、無理もないとは思っておりますが、そうはいうても問題があるように自分は思います。

よく言われるようによね、東大法学部を出た頭のええ人が作った法律やきに、自分らが読んだちよ、自分は分からんと思うちよ。ほんとのところはね。

まあこれ、自分申し訳ないですけど、自分ね、田端義夫さんとか春日八郎さんの歌が好きでね、ほんで今朝も車でよ、春日さんの駄目駄目いう歌を耳にしながら、頭ではよ、坂本龍馬さんから板垣さん、自由は土佐の山間からと言われたころの維新の、中江兆民さんとか植木さん、隣の町の幸徳秋水さんのことを思いながらよ、薩長同の維新のころの、薩摩の西郷さんは好きです。それから長州の松陰さんもまあ好きです。けど嫌いな人もおる。

この特定秘密保護法を認めるのは、維新のとき、土佐の先駆けの皆さんに申し訳ないように自分は思う。

それから現実問題として、まあ提案者の森さんの説明にもありました。福島原発の汚染で、自分は三陸の海は駄目になると思うちよります。けどそういう情報がよ、出んってくるようなことが考えられる法をね、良しとするわけにはいかんもんで、私は廃止を求める意見には賛成です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

小永君。

2 番（小永正裕君）

私、先ほど述べたこととちょっとまた違うんですけども、あ、そうよ、おんなじところもある。

小松議員と山崎議員も申されておりましたけども、特定秘密保護法案に 4 分野があるんですね。で、18 項目。今、政府から提示されてるのが。1 つは防衛、外交、スパイ防止、テロ対策なんです。

防衛の方はですね、5 項目。防衛、警備などに関する計画、防衛に関し自衛隊が収集した画像情報、自衛隊

が通信内容を秘匿するために用いる暗号、潜水艦のプロペラの材質や形状、戦車などの装甲厚、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜水可能深度。こういうのは軍事関係にかんするものが多いんですけども、情報とか。

そのプロペラとか装甲板とか誘導弾、それから潜水可能深度とか、まあ戦闘機なんかもそうなんですけども。日本の自衛隊が保有するこういうその重火器は、一様にそのスピードも性能も全部発表されておりますが、発表した数字以上に実力が高いんです、はるかに。ところが外国では、まあいろいろありますが、その発表した数字は非常に高い発表しますけども、実際には低いところが多いんです。そういう違いがあります。

それから次の外交ですが、これも暗号とかですね、例えば大使とかいろんな、今 TPP とかいろんな交渉事がありますが、それにかんするその本部との交渉事の経過、それからどうやって対処するかいうふうなのを、普通の言葉で言いますとアメリカなんか全部筒抜けになってますから、暗号を使うわけですね。この暗号を、こういう暗号を作りますいうて国民に発表するいうことはあり得んことなんですよ。絶対これは秘密にしておく必要がある。それから、今度の外交はこんな外交をやっていくぞ、こっちの作戦はこうじゃというふうなことは自分たちで決めておってもですね、国民の方にこういう外交方法をやりますからいうて、先に発表することはあり得んことなんですよね。まあ、これは一例ですけど。

あと、スパイ防止法。これは外国からの不正アクセス、これいっぱいあります。主に、中国の方から来るのがほとんどらしいんですけども。それを遮断するようなこともせんといかんわけです。

大量破壊兵器にかんすること。外国の情報機関から提供を受けた場合、これを秘匿すること。皆さんにあちこち話しょったら、その外国からの信頼感はゼロになるわけです。日本に情報を教えても全部筒抜けになるというふうなことになると。情報収集活動の情報源、どういう所から情報を集めることができるか。誰それからこんな情報ももらってますとかいうふうなことも発表できませんよね。

それからテロ対策。これも4項目あります。

こういうことをいちいち国民にですね、こういうふうなことで防衛をやりますと。ここの情報を基にしてこんな防備を固めますというふうなことは言えないわけです。

それとですね、この秘密保護法案の対象者ですね。どんな方がその対象者になるかといいますと、政府の高官、それから役人の方、直接その情報に触れる、見ること、触ることができる内部の人ですね。そこから漏れる人を適用するわけですよ。我々一般国民が何も言うてもですね、適用されんのです。それで、もしどこからその秘密情報がこういう今挙げたところから漏れてきてですね、我々が知り得る状態になっても、我々は知っただけで、別に捕まえるとか取り締まりの対象になるとかいうふうなものにはなり得んのです。この出された政府の保護法案の条文見ればですね。だから、昔の治安維持法に戻るとか、へたにその情報を。

例えばですね、軍需産業にかかわってるメーカーがありますね。三菱重工とか IHI とかいろんな、日本も裾野が広いですがあります。そういう所がその新しい兵器作るときに、こういう新しい兵器を作っておるといふふうなことを、もし飲む場所でぼろっと漏らしたと。そしたら、その聞いた人がインターネットか何かに挙げたというふうなときには、その漏らした人が対象になります。ところが、この法律での対象にはなりません。現行法の秘密を守るための、情報を守るための現行法によって取り締まりの対象になるわけです。ですから、この今出されておる秘密保護法案というのがですね、我々一般国民を対象にして、すべて捕まえる、すべて監視すると。何を言っても、どんな行動をしても問題になるというふうなことはあり得んのですよ。

それから新聞記者がですね、そういう秘密のこの情報を知り得て報道しても、その新聞記者、その新聞社は対象にならんのです。漏らした人を対象にした取り締まりするわけですよ。

だから、先ほど出された、反対するその文章。これ、先ほど言いましたように新聞がみんなそうなんですよ。本当の条文を知らないで、あおるような記事ばかり書いてるんです。ですから一般の人がね、恐怖を覚える

のは当然ですよ。毎日毎日、テレビでも新聞でも恐ろしい恐ろしいと。あんな法案ができれば大変なことやと。暗い戦前に戻るといふふうな気持ちになる方も当然増えてくると思いますよ。ところが、実際にずうっと見てみれば、そういうふうな一般国民は対象には全くなっていないんです。そのところをよく見極めた上で、我々は判断すべきやと思います。

全世界で193カ国、国連に加盟した国がありますが、例えばバチカンとか地域とか、小さな国がありますね。タヒチとか。そういう所はこういう法案を持っておりません。だからその国連加盟国の大体3分の2くらいがでも、このスパイ防止法とか、こういう秘密保護法案とかいうのはみんな具備してます。今、OECDの先進20カ国の中で、多分、この法案を持ってないのは日本だけやないかと思いますよ。これを作ることにうんと反対します隣の韓国も、とっくに持ってますから。自分のとこ持っとして、ほかの国は持つないうふうなこと自体がおかしいことなんです。まあそんな国が多いですけどね。

これを持ってこそね、初めて独立国家として、国民主権、国民を守る、それからその国の領土を守る、いうふうなことにつながっていく非常に重要な、その国の背骨をつくる法案なんです。今までこれがなかった。タコみたいにぐにやぐにやしよったんですよ。これが一本筋がぼーんと通って、ますます立派な希望の持てる国に、今からまだ日本は伸びていきますよ。黒潮町にもこんな立派な町長ができましたので、全国また元気になっていくと思いますよ。

ぜひともこれは成立して、守って行ってほしいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

自分もですね、今、小永議員言われるように、この秘密保護法のようなですね、その国家機密を守るような法案というのは大変重要なものですので、この必要性は十分認めます。認めますし、これはぜひやるべきものだと思います。

ただ、今回のこの法案自体の内容うんぬん以前の問題として、その法案成立の仕方がですね、私は問題があるんじゃないかというところで、この法案自体をもう1回仕切り直す意味でですね、もう一度やり直した方がいいんじゃないかというような意味を込めて、この廃止を求める意見書について賛成をしたいと思います。

特に、この法案成立に至ったその経緯の中で、あれは参議院議員の審議だったと思うんですが。その前ですか、公聴会開いて、実際にその公聴会へ来てもらった方たちの意見も聞いてというようなやり方もしておられましたけど。確かほとんどの方がですね、やはりこの法案についてはまだ不備があると。見直すべき所があるというような形の意見を述べられていたような記憶をしています。

それから、先ほどパブリックコメントのお話もありましたけど、やっぱ国民に対して、先ほど小永議員の言われたようにですね、この法案自体には特に問題はないのかもしれないんですが、その部分自体が十分に国民に知らしめる段階までできていない段階の、その採決に至ったところが一番、私は問題があるというふうに思ってますし。

そういう所の不安定も完全に払拭（ふっしょく）した中でですね、やはりこの法案はきちんと提案され、またそこで審議され、採決にされるというものが本当の形だったんじゃないのかなと思います。今やったこのやり方は、ある意味その国民自体を、残念ながらちょっと愚弄（ぐろう）するような形のものになってしまったのではないのかなというふうに、自分では思っています。

それから、まあ自分たちが知り得る範囲では、自分も新聞の中で条例全文読ませていただいて、まあもちろん自分は法律家ではないので、その解釈自体がどうかというところはかなり悩みながら読みました。自分がちょっと斜に構えるような感じで、これはこういうふうに理解されることはできないのかなとかですね、こういうふうに判断されることはないのかなとかですね、いろんな意味でいろいろ斜めから見てみるような感じで読んでみました。そういうとき、例えばその法案が判断されるのは、今度はもう裁判所の段階になりますので。例えば違法か、それが合法なのかという判断は裁判所になりますので。そういったときにですね、今、皆さんの中で考えられている、これは当然そんなことはあり得んだろうということが、裁判所へ持ち込まれたときに法律の条文上、やはりそれは違法になりますとかということが起こり得るのではないかなというのが、自分のやっぱり一番の危惧（きぐ）です。

ですから、そういった不安定な部分を完全にやっぱり払拭（ふっしょく）できる状態にして提案をし、そして、もう自分たちが信頼する国会議員の皆さんによって最終的に成立を得るという形が、やっぱり一番望ましかったのではないのかなというふうに思います。

ですので、仕切り直しするという意味で、今回のこの意見書については賛成を致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第 35 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 34 号、子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 35 号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、議員提出議案第 35 号は否決されました。

これで採決を終わります。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成25年12月第20回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして可決をいただき、ありがとうございます。

本議会を通じいただきましたご意見を参考に、今後も引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

ありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年12月第20回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 08分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

山崎正男

署名議員

矢野昭三